

1. 令和3年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和3年12月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第119号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第120号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程8 議案第131号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程9 議案第132号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について
- 日程10 議案第133号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか5施設の指定管理者の指定について
- 日程11 議案第134号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程12 議案第135号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程13 議案第136号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程14 議案第137号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程15 議案第138号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程16 議案第139号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第140号 郡上市八幡デイサービスセンターほか7施設の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第141号 すみれ作業所及びびぼらの家の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第142号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第143号 高鷲吠高原スポーツ広場の指定管理者の指定について
- 日程21 議案第144号 宇区域の変更について
- 日程22 議案第145号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程23 議案第146号 財産の取得及び処分の変更について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	教 育 次 長	佃 良 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	恒 川 祐 輔		

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄議員、16番 渡辺友三議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田代まさよ 議員

○議長（山川直保） それでは、3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） おはようございます。3番 田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので失礼いたします。

日本ではコロナ患者が全国的にも減ってきております。大変喜ばしいことではありますが、オミクロン株という新たな変異株ができたとの報告もあり、まだまだ油断ならぬ状況です。手指消毒やマスクの着用、3密を避けるなど、できる限りの防止策を続けていかなければなりません。郡上市においても、「コロナZERO運動」とともに、「シトラスリボンプロジェクト」も進めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は大きく2つの質問をお願いします。

初めに、ごみ処理全般について伺います。その中で、2つの質問をお願いします。

1つ目に、ごみの出し方はルールに沿っているかという質問です。

私たちは、生活をする上で必ずごみが出ます。そのごみを処理していただけるからこそ、安心して衛生的に生活することができます。

ごみのことを考えるにあたり、先日、郡上クリーンセンターにお邪魔をさせていただきました。お忙しい中、本当に丁寧に分かりやすく説明をいただきまして、ありがとうございます。可燃ごみや不燃ごみの処理の仕方を説明していただきました。

可燃ごみの処理方法としては、搬入されたごみは破砕機で粗破砕され流動床式ガス化炉——焼却炉でございます——に定量ずつ連続して供給されます。また、同じように搬入された下水汚泥は、汚泥ポッパから焼却炉に直接供給されます。焼却炉では、500から600度の高温に熱した流動砂の攪拌効果でごみを加熱し、ガス状にします。

焼却炉で発生した熱分解ガスの中に含まれるたくさんの灰は、熔融炉内でガスを巡回させながら、1,100度から1,300度の高温により熔融されます。この高温により熔融した灰は、熔融炉下部へと流れ落ちスラグ水砕装置により、スラグという有効利用のできる無害なものになります。

一方、灰が取り除かれた排ガスは、二次燃焼室へと送られ、完全に燃焼することでガスの中に含まれる有害な物質を分解します。ろ過式集じん機に送る前に活性炭と消石灰を吹き込みダイオキシン類及び酸性ガスを中和し、排ガス内のばいじんとともに集じん機で捕集、除去します。

触媒反応棟では、微量に残る有害物質を分解します。

不燃物が混ざった砂は、焼却炉から排出され砂と不燃物に選別されます。不燃物は、鉄とアルミに選別され、再生工場で再生資源として再利用されます。スラグは再生工場で再資源として利用されます。

場内排水及び生活排水は、排水処理をされ、排ガスの冷却水として再利用されます。

また、煙突から出る白い煙のようなものは水蒸気であり、ダイオキシンなどはゼロに近い値となっていますということでした。

しかしながら、私たちはごみを選別して出しているつもりであっても、間違っても可燃物の中に不燃物が入り込むこともあり得ます。お話によりますと、可燃物の中に30センチくらいの鉄の棒が入っていたりするといろいろな機械が故障の原因になるそうです。一日24時間フルに運転している焼却炉を突然停止しなければなりません。高温になっているものを冷まさなくてはなりません。また、再稼働するにも時間がかかり、大変な手間になるとのことでした。私たちは、ごみを出す立場として、いま一度考えなくてはならないことです。

そこで、担当部長さんにお尋ねをいたします。可燃物のごみの出し方だけではなく、不燃物、リサイクルのごみなど全般にごみの出し方のルールは守られているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（山川直保） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） ただいまのごみの出し方は、ルールに沿っているのかという御質問に
お答えをいたします。

郡上市におけるごみの分別区分は29種類となっております、岐阜県内では最上位に近い分類とな
っております。大きなくくりでは、可燃ごみ1種類、不燃ごみ2種類、粗大ごみ1種類、それか
ら資源ごみ22種類となっております。ごみの収集形態は業務委託により実施しております、収集方
式は個別ステーション、通常のごみステーションです。または、総合ステーション——資源ごみ
を出す場合のごみステーション及びエコプラザでございます——に、ごみを出していただき収集する
方式としています。また、郡上クリーンセンター及び北部クリーンセンターへの直接搬入も可能と
なっております。これらのごみの出し方のルールの中で、市民や事業者の皆さんは、ごみを出して
いただいておりますが、100%間違いがないわけではございません。収集段階での異物の混入が確
認された場合は、ごみ袋に収集できない理由を記入して残していく場合もあります。施設内におい
て混入が判明し取り除く場合もございます。これらを擦り抜けた混合物につきましては、処理の途
中で施設の機器に損害を与え高額な修理費が発生する場合もございます。施設職員に被害が出る場
合もあります。施設内での原因不明の出火や電池、残存ガスによる爆発は年に数回発生する場合も
ございます。多くの皆さんが市のルールに沿ってごみを出していただいているのが現状でございま
すが、誤って混入してしまった異物等は完全に取り除くことができないのが実情でございます。市
民の皆さんには、今後とも市のルールに沿ったごみの出し方の徹底をお願いするものであります。
よろしく申し上げます。

（3番議員挙手）

○議長（山川直保） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 御丁寧な答弁をありがとうございました。

ごみの出し方一つでも、私たちができることを行えば経費の削減になるかと思えます。また、危
険なこともあるので、しっかりとルールを守って出さなければ大きな事故にもつながりかねません。
広く周知をしていきたいと思えますし、また、広く周知をしていただきたいと思えます。よろしく
お願いいたします。

それでは、2つ目の生ごみの資源化でSDG sを目指せないかという質問です。

生ごみは90%ほどの水分が含まれているといわれています。そして、生ごみのほかにも各自治体
で処理をしなければならない下水汚泥にも水分が多く含まれています。これらの多くの水分を含ん
だ可燃物を高温で燃やすには多くの燃料、灯油などが必要になります。郡上市においては、平成27
年度から見ても、灯油の使用料も支払金額も年々増えています。平成30年度では、単価も高く
9,995万円となっております。令和2年度においては、単価が安かったため支払金額は7,517万円とな
っておりますが、数量的には増えております。令和3年度においては、灯油も値上がりすることも

考えれば、同じ量であっても金額は高額になりかねません。クリーンセンターの方もごみの量は年々増えていると言われてみえました。ごみを焼却することになると多くの灯油を使用し、温暖化ガスである炭酸ガスを排出します。多くのCO₂を出していることとなります。脱炭素宣言をされました郡上市においても残念なことになると思います。

そこで、ごみの資源化でSDGsを目指すことはできないでしょうか。

市では、ごみの処理機、またはごみコンポストの購入助成金制度がありますが、なかなか広がっていないのではないのでしょうか。住民の方は農家の方も多く、畑や田んぼもある家もあり、自宅でごみを処理されている方も多くあると思います。しかし、つつい面倒になり、ごみとして出してしまうこともあるのではないのでしょうか。現在、多くの自治体が行っている段ボールコンポストを使用して、ごみから堆肥をつくり活用ができないかということです。つまり段ボールコンポストを使った肥料をつくりごみを宝物にしようということです。これは、市で販売されている段ボールコンポストの段ボールです。この段ボールの中に、こういった基材といいます。もみがらくん炭やピートモスなどを細かくしてつくったものを、この段ボールコンポストの中に入れごみの処理を行います。この基材というものは、ほかにも米ぬかやバークなども入っているものもあります。段ボールコンポストであれば、より安価で場所も取らず、多くの市民の方々に利用していただけるのではないかと思います。

しかし、段ボールコンポストを使用された方々にお話を聴きますと、段ボールコンポストでごみを混ぜてつくることはできますが、その後どう処理をするのか困ってしまうという声が多く出ました。畑や、田んぼのある人は、そこに埋めたりすれば何とかありますが、そうでない方は困ってしまいます。

そこで、行政がごみ回収のように段ボールコンポストの堆肥を回収していただければ、より多くの皆さんが参加をしてくださるのではないのでしょうか。

滋賀県では、多くの自治体に取り組んでみえます。大津市などは段ボールコンポストでつくられたものを専用のコンポストに入れるだけで回収車が持っていってくれ、家庭菜園に使える堆肥となって帰ってくるそうです。

奈良県生駒市では、ごみ資源化装置を地域の拠点に設置して環境型まちづくりを目指すとして、多世代の住民同士が交流し、地域の助け合いが増えることを願って、ごみの資源装置を設置されました。生駒市のヒントとアイデアとして、ごみ出しに着目することでコミュニティへの参加のハードルを下げる、多世代への交流がつけられることから、住民同士のつながりをつくりやすい、一時的な取組にならないように継続できる仕組みを考え用意する、そして、民間サービスのノウハウや人材を活用し、将来的によりまちづくりにつながるなどが挙げられています。とてもすばらしいことだと思います。

生ごみが減っていけば、灯油の使用料も減ることになります。そして、支払金額も減ることになります。また、CO₂の削減にもなります。

持続可能な開発目標17の中にも幾つか当てはまると思います。

私たちは、地球から多くの恩恵を受けてきました。昨日も温暖化のことで質問もありましたが、地球は、今、悲鳴を上げていると思います。私たちができることを子どもや孫、そして未来の全ての人のために取り組まなければならない時代になっていると思います。地球全体の利益や持続性という共通の概念を持つことが大切だと思います。私たちが考えを変えていかなければならないと思います。そして、郡上市の皆さんの意識が変わり、将来に向かって住みやすいまちづくりとなり、ずっと郡上、もっと郡上になるのではないのでしょうか。

私の知人は、全て市内の材料を使用し、個人的に段ボールコンポストの中に入れる基材をつくられ、皆さんに勧めてみえる方があります。私もその段ボールコンポストの基材を購入し、生ごみを入れて、今、つくっている最中です。しかし、この段ボールコンポストの中のものを集めてくださるということになれば、よりつくりがいがあり、励んでつくれることができると思います。そして、段ボールコンポストを使うことで少しでも灯油代が浮けば、段ボールコンポスト代がもう少し安く販売ができ、より皆さんに活用していただけないのでしょうか。

先日、産業建設常任委員会の委員長より、郡上市地球温暖化対策実行計画協議会が発足されたこととお聞きしました。ぜひとも、その協議会でも検討をしていただきますようお願いを申し上げます。市の財政は大変苦しいことは承知しておりますが、将来のためにも国や県の補助を活用していただき、どうぞ検討をしていただけないのでしょうか。市長の意見をお聞かせください。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、今、田代議員がおっしゃたように、この生ごみを可燃ごみとして焼却をするという処理方法をできるだけ少なくするという事は、かねてからの郡上市の廃棄物対策の重要な柱でございました。おっしゃるようにこの可燃ごみの通常は3割ぐらいは生ごみではないかと——これは重量ベースですけれども——といわれておりますし、その生ごみは、御指摘のように大変多くの水分を含んでいるということで、これを焼却しようとするとき非常にたくさんの灯油がいるとか、そういった問題があるわけで、燃焼のための燃料が必要だということでありまして、できるだけ少なくしていくということは大きな課題でございます。

従来から、お話にもございましたように、生ごみの処理機の購入補助、あるいはコンポスト——コンポストというのは「堆肥」という意味なんですけれども——畑の上に伏せてその堆肥をつくるコンポスターといいますか、そうした生ごみを堆肥化するための容器ですけれども、これの購入補助、そして、今、御指摘の段ボールコンポストをつくるための資材の販売というようなことをしておりますが、必ずしも、その利用の実績は多くはないと、私も考えております。令和2年度ですと、生ご

みの処理機の補助が16件、コンポスターの購入補助が14件、段ボールコンポストの資機材を購入していただいた分が29個というような形で、本当にこれはあまり多くないんだろうと思います。

それで、こういうものがなかなか進まない理由は、やはり郡上市は非常に都市的な生活をしておられる方々もいらっしゃいますが、概して、いわば中山間、農山村に住んでいらっしゃるという方もいらっしゃって、ある意味では堆肥化をすれば、その処理は田んぼだとか畑だとか家庭菜園だとか、あるいは都市部においても、例えば花壇であるとかプランターであるとかというような形でやろうとすればできるということ、余地はまだまだあると思いますが、一方では、御指摘のように、そのような形でせつかく堆肥をつくっても、そのやり場に困ってしまうということでもあります。

そういうことで、御指摘にありました各地でいろんな取組がされているということでもありますので、郡上市においても、もう一度ここで、この生ごみを燃焼して処理するというでない方法ということを考えていきたいというふうに思っております。脱炭素化社会を目指すというような意味でも非常に大きな課題であるというふうに捉えておりますので、そうした課題を検討していく中においても、市民的なひとつの、やはり運動としてこれを取り組んでいけるように、もう一度、ここでしっかり見直ししながら進めてまいりたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) ぜひとも、その堆肥を集めるようなことをお考えいただきたいと思います。今すぐできることではないかと思いますが、今、できることをやらなければいけない時代だと思います。ぜひとも、検討をしていただきますことをよろしくお願いを申し上げます。岐阜市や美濃加茂市などでも、こういったいろんなことに取組をされているということもございますので、全てその回収するということではありませんが、皆さんが困っていることをやはり助けていただけるような行政であっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2つ目の質問になります。

里親制度についてお尋ねをいたします。

県や国では、広げよう「里親」の輪とあって、里親制度を広く知っていただくように働きかけてみえます。しかしながら、この里親制度を知ってみえる方は少ないと思います。里親制度についての周知はどのようにされているのでしょうか。

また、岐阜県社会的擁護推進計画では、里親等委託率の目標が平成30年度での実績で16.1%であることに對し、令和6年度には29.2%に引上げ、令和11年には41.7%という数値が掲げられています。この数値は、岐阜県全体となっていると思いますが、里親への委託率だけが独り歩きをしてしまうのではないのでしょうか。里親支援制度が不十分なまま数値だけの目標達成は子どもを守ることにはならないのではないのでしょうか。

また、この里親制度は大変デリケートなことでもあり、県の制度でもございますが、市にも委託となってくると思います。子どもに寄り添った里親制度ができるようお願いを申し上げ、担当部長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の里親制度の周知につきまして、まずは近年の里親制度に関係する法改正等の概要について御説明をいたします。

平成28年の児童福祉法改正によりまして、全ての児童が健全に育成されるよう児童を中心にその福祉を保障するための権利として、「児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有すること」が明確化されました。

このことによりまして、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するものとし、実親の養育が困難な場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう特別養子縁組や里親による養育を推進し、良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることが規定されました。この里親委託等の推進につきましては、普及啓発から、里親の選定、支援を県が一貫して行うこととされております。

国においては、里親登録者増加の実現や、国民への理解、協力を求めるため、広げよう「里親」の輪という内容にて、LINEやテレビ、新聞、インターネット等を活用して周知、啓発を行っております。また、県では毎年10月に実施されます里親月間に、県内の各施設においてポスターの掲示やリーフレットの配布等を行っています。

この取組の主体は、県及び里親支援専門相談員が配置されている児童養護施設、あるいは県から委託された里親支援機関である子ども家庭支援センターでございますが、市としても、これに協力する形で啓発活動を実施しております。具体的な取組としましては、市内の関係施設へのポスター掲示やリーフレットの設置、子育てサポーター研修における制度の説明や、虐待防止とあわせた街頭啓発等を行っております。

また、令和2年度、3年度はコロナ禍により実施されませんでした。それまでは、家庭養護の体験として夏休み期間実施しているホームステイ事業の広報及びボランティア推進の周知、啓発を行ってまいりました。

今後も、多くの市民の皆様に里親制度の理解、協力を得るため有効な取組を検討していきたいと思っております。

続きまして、2点目の県の社会的養育推進計画で示される里親委託率、あるいは里親制度についての意見ということでございます。

法改正に伴いまして、国では平成29年に新しい社会的養育ビジョンを策定しました。ビジョンに

おきましては、家庭養育原則を徹底させるため、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の児童についてはおおむね5年以内、それ以外の就学前児童については、おおむね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は、おおむね10年以内をめどに里親委託率を50%以上にすることを数値目標として、児童相談所を設置する各自治体に対し、この数値目標を念頭に置いて推進計画を策定するよう求めていました。

里親委託率とは、里親と少人数のファミリーホームに委託されている児童数を、児童養護施設、乳児院、入所している児童数と里親、ファミリーホームに委託されている児童数の合計で割った数値のことで、家庭養護と施設養護のバランスを把握するための指標となっております。

ビジョンで示された数値目標は非常に高い数値でございましたので、現場が対応し切れないということもありまして、厚生労働省はこの数値目標を自治体に強制せず、各地域の実情を勘案して、数値目標と達成期限を設定するよう求めるにとどめております。

岐阜県社会的養育推進計画におきましては、数値目標を令和11年度に3歳未満の児童については、里親委託率67.9%、それ以外の就学前児童については里親委託率47.9%、学童期以降は里親委託率37.5%として、合計で41.7%と設定しております。この県の計画におきましては、数値目標だけではなく、里親制度の広報、リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、児童と里親家庭のマッチング、児童の里親等委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援等、包括的な里親養育支援体制を構築し、良好な家庭的環境において児童が養育されるための里親制度活用を推進することが示されております。

里親制度、里親委託率について市の考えという質問でございますが、幼い幼児や児童には特定の大人との関係が必要であり、この関係により愛着が育まれてくるため実親の代わりに深い愛情を持って育ててくれる里親の存在は大きなものとなると考えております。また、適切な家庭生活を体験することにより家族それぞれのライフスタイルの在り方を学び、将来家庭生活を築く上でのモデルとなり、高い社会性を養うことができるため、児童の成長や発達にとって大きな効果があります。里親委託率という数値目標を達成するために里親委託等が行われるのではなく、個々の児童の状況把握を適切に行った上で、児童の持つ権利を保障し、児童の最善の利益を考えながら、里親、里子を希望する人に制度が届くよう広く市民の皆様の理解、協力を得ていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御丁寧な答弁をありがとうございました。

里親については、親に見放されたというか育てられない親から離さなければならない子どもたちがほとんどだと思います。そういった子どもたちを育てていただける里親制度、本当に大切にしてい

いきたいと思いますし、子どもたちに寄り添う里親制度であっていただきたいと思いますので、これからも周知、そして、できたら里親になっていただける方も多くなっていただけるように御努力をお願い申し上げます。

それでは、時間を余しましたが、本日の私の質問は以上で終わらせていただきます。御丁寧な答弁をありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分を予定いたします。

（午前10時04分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（山川直保） 17番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 皆さん、おはようございます。17番 清水敏夫であります。

今日は、欲張ってまた4点ばかり質問させていただきますが、まずは、新型コロナが少しずつ収まりを見せかけたと思いきや、またオミクロンとかいう新しい株がじわじわとまた少しずつ迫ってきておりますけれども、私たちは、常に一人一人が感染予防に心がけて、新しい日常という形の中で、これからは、あんまり恐れるばかりじゃなくって、いろんな懇談とか会食もしながら、郡上市の地域の活性化のためにも心していきたいなということを思っております。

そんな中ですが、今日は4つの質問をさせていただきますが、まずは最初に、めいほうトンネル開通と地域づくりということをテーマにさせていただいて、市長さんに御見解をお聞きしたいと思っております。めいほうトンネルにつきましては、今回、郡上市の広報12月号でもトップの表紙の写真で飾っていただきまして、「念願のトンネルが開通したら」なんて言ったりしておりますし、また、日置市長も自ら例の郡上プラスかな、そのところで、「ずっと郡上 もっと郡上」のところでも思いを書いていただいておりますが、本当に今回10月27日、古田知事さんをお迎えして地元で盛大にはいきませんでしたけれども、コロナ禍でありましたが、関係各位の御臨席の下に念願の開通式を迎えられました。本当にありがとうございます。思ってみれば、この郡上市が合併した平成16年の最初の定例会——6月でしたけども——そのときに、自分も第1回目の質問をめいほうトンネルで始めたことを、今、思い出しまして、今日までに、これで8回目になりますけども、いよいよ「めいほうトンネル」という言葉を使う質問はこれで最後になるかなと思うと、何だか寂し

いような気もいたしますけれども、そういう意味では、本当に時間はかかりましたけれども、でも、目標どおりに開通ができたということは、本当に地域の人はもちろんですけども、明宝の人も、小川の人も、そして、郡上の人も、そういうことで一緒に喜びを感じ取っていただけたのではないかなと思います。めいほうトンネルができた次に日ぐらいから、その日からもそうなんですけども、多くの方が「小川ってどんどこや」と言ってみえたりして、今では「小川って意外といいとこやな」とか思ったりして、小川ファンも増えてきているというようなことで、本当にうれしい限りでございます。ここまで、来るまでには、もちろん野島県議も力いっぱい出していただいたし、それに県当局、知事さんを初め、お応えもいただきましたけども、その支えをしていただいたのは郡上市長であり、郡上市議会の皆さんではなかったかというふうに思っております。毎年、毎年の要望の中で、そのことが伝わっていきながら、その心を受け止めていただいて、めいほうトンネルというものが実現できたかなということを思うと本当に今でも心が躍るようなうれしい気持ちで、僕も既にもう何回も行っております。来年の春には多分、3,000本の花桃が皆さんをお迎えするのではないかなというふうな思いもしておりますが、本当にこの開通につきましては、心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

そこで、開通ということを記念いたしまして、また地域の、今度はこれからの新しい夢づくりをしなきゃいけないなというふうなことも、また同時にスタートしております。

当小川地域では、2000年に確か花桃を2,000本、2000年を記念して2,000本の植栽を植えて——23年目になりますか——ということで、既に視野を開通というところへもって行って活動も地域づくり委員会がやっておりますし、小川という在所自体は真ん中に弓掛川という川を流れて、あんまり勾配も急なところはなくて平坦な地でございます。地域としては、すばらしいんですけども、なかなか今までは小川峠という峠があつて、そういうこともできませんでしたが、いよいよ、この来年の4月からは、小学校も統合しますし、保育園も統合させていただきますし、小川の人々の生活も本当に楽になったと言っております。今から、小川の人はいつも明宝の二間手とか畑佐へ来ることを「明方のほうへ行く」ということを言っておられましたけど、今は、「あ、今から畑佐へ行こうかな」と思うと、頭には小川峠が浮かぶんですけど、実際にはトンネルでもう5分もかからずに、畑佐へ出てこれるというようなことから、本当にありがたさを感じておりますし、もう小川の人たちの顔色を見ると本当に皆さんがにこにこして、これから頑張ろうという気概にあふれていると思います。かつて小川は90世帯ぐらいありましたけど、今は60世帯弱になりましたけども、人口も150人と半減はしておりますけど、これから頑張って、今までのことを振り返りながら、次の時代を築いていこうという意欲には、ものすごく燃えている、今、盛りではないかなと、そんなことを思っております。そういう意味では、小川地域が大きく飛躍できることが明宝の発展につながって、郡上の一つのその僻地を解消した中で、道路ができればこんなに変わるんだというようなことも、ま

た夢ではなくなって、実際にそのことが皆さんに見てもらえるかなということを思っております。もちろん、明宝地域振興事務所はもちろんです、小川地域の皆さんも、今、既にいろいろ盛り上げていってくれるというふうに思っておりますが、このことは明宝のみならず、郡上市としても一生懸命御支援をしていただいたためいほうトンネルでございますので、教育、文化、産業、あらゆる面でこの小川地域が郡上市の中で光り輝ける、そういう地域にはどうしてもなっていきたいと思えますし、していきたいと、なりたいというふうな思いもいっぱい持っておりますので、そんなことを、今日、御礼とともに、開通を踏まえた新たな決意を私たちはしたいというふうなことでございます。

市長にも就任以来、本当にトンネルのことについては、毎年、毎年御尽力いただいた思い入れもあると思いますし、そんな中、市長の常々言っておられる、あのトンネルによって小川地域がストロー化現象にならんように、何とかあそこで踏ん張っていただいて、またあそこへ人がより戻っていけるような、また子どもたちがあそこで増えるような、そんな地域づくりをというようなことをかねがね言っておられましたし、そのことは、今も変わらないと思いますが、郡上市の頭脳でもって、明宝地域に足りない点は、郡上市のすばらしい頭脳でもって、どうか小川地域の活性化、地域づくりにつきましても、今後、御教示をいただきたいとそんなことを思う次第でございます。

そういったことで、今日は、市長さんにそのことにつきましてもの思いとか、あるいはまた自分なりの小川地域に寄せるアイデアみたいなこともあればお伺いしたいと思いますが、とにかく完成の御礼、開通の御礼と併せて、今後はいよいよ地域づくりにスタートする、邁進しなければならない、そういう状態になっておりますので、どうかその辺でいろんな意味で、今日だけに限らず、今後とも、御示唆がいただけるようなことを思いながら、市長に御礼と、それから、また新たな思いを、市長の思いをお聞きしたいということで第一の議題にさせていただきました。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思えます。

本当に先日のめいほうトンネルの開通、地域の皆様方に対して「おめでとうございました」というふうに申し上げたいと思えます。そして、私たちもともによかったなということで喜び、そして、将来これからの向けての地域づくりに邁進していければというふうに思っております。このトンネル、いわば、例の開通記念碑の裏面に地元の方たちが思いを込めて書かれた「沿革」という文章の中にも出てまいります、いわば、あの峠道、大正年間に郡道として開削をして以来から勘定すれば、ほぼ100年。そして、あの碑文の銘文の中にも書いてございましたが、昭和42年に平野三郎知事が小川へ来られて、そして、皆さんが何とかここをトンネルを造ってくれということを陳情をさ

れた、それから勘定すると54年になるとかいうふうに思います。

私、昨日、何か確かあったはずだと思って、古い家のおやじの書棚を探してみましたら、平野三郎さんの知事日記という、平野さんは覚えておられる方もあるかもしれませんが、就任以来、毎日、毎日、日記を新聞に投稿しておられて、それで、この本は、就任、昭和41年の10月から1年分を収録した本なんです、この中、調べてみたらありました。6月の26日に「今日は、郡上郡奥明方村小川部落へ第5回目の僻地訪問の日だ」ということで、そして、八幡へ寄って、そして、奥明方村へ行ったと。「山田村長の司会で村の代表者らと懇談の後、小川部落へ。標高912メートルという小川峠を越えるのだが、県下有数の難所である。峠から谷底を見下ろすと、思わず足がすくむのだ。午前11時半、小川部落へ到着」。知事の視察は——小川へ、と思いますけれども——「知事の視察は、開闢以来ということで、事に私の郷土の一地方である」と。それで「部落民総出の歓迎、次いで懇談会。いろいろの要望があったが、最重点と思われるのは、小川峠にトンネルを開けてほしいということだ。この部落は冬季交通途絶して、文字どおり陸の孤島となる。このことが、住民の最大関心事である」。それで、「これは、容易ならぬ難事業だが真剣に検討することを約束する」とこういうふうに日記に書いておられます。そして、この後、小学生たちのかわいい見送りで小川部落を辞し、このとき、やはり日出雲ですね、日出雲という更に奥地で困難な林業経営等取り組んでいる、いわゆる石原林材の事業地を視察して、付近の備林ということまで書いてあります。確かにこういう歴史を踏まえて、そして、さらにその後、実際の事業着手になったんだなということで、私もこの日記を見て、少しタベ感慨深いものがございました。

そういう中で、まさに御指摘のとおり、これから、いよいよ、もうこれまでも既にいろいろやってきておられますので、小川の人たちはいろんな組織もつくって取り組んでおられるという非常に気概に満ちた地域づくりをしておられますので、大きな期待を寄せております。

市としても、地域おこし実践隊を、これまで、今の人も含めれば2名、それから郡上カンパニーの関係も1組、そういう形で人材を配置をして取り組んでいただいております。それぞれのいろんな事業がぜひ進むことを願っておりますし、また、今、郡上カンパニーのほうで行っていただいている方を中心にして、日出雲川に小水力発電を造るというような計画もおありでございます。若干、配送電の関係で、いろいろこれからも少し難しい点もありますけども、そういう点も含めて、これから力強く取り組んでいただきたいと思っておりますし、また、様々のアンケート調査をやったり、妄想という、「MOSO塾」というか、その自由にいろんな想像を巡らして地域の将来を考えようというようなことで取り組んでいただいておりますので、ぜひとも地域の力、それを私たちも、時には引っ張り、時には押して、そして、このトンネルができてよかったという効果を生み出すような地域づくりを必ずやっていきたいというふうに思います。地域の皆さんの力を私たちも信じ、そして、これは1人、小川のことだけというんじゃなくて、明宝、郡上市にとって、大きな一つのこのトン

ネルというものを踏まえて、どんな地域づくりをするかということは大きな課題であるというふう
にしっかり認識をしながら、これからも地域の皆さんとともに進んでいきたいというふうに思いま
す。そういう意味では、地域の皆さんにも大きな期待をいたしておるところでございます。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 市長には、本当に思いもかけない平野——当時の知事さん——の日記の一文
も御紹介いただきまして、本当に心の込める言葉を書きとどめていただいたかなと思ひながら、そ
れが本当に成就できたことに、またさらに喜びを増したような次第でございます。御紹介いただき
まして、ありがとうございました。もちろん、地域も一生懸命、これからもそうですが、頑張っ
ていくと思ひますので、格別な、また、市当局の皆さんの、また、市議会の皆さんの格別の御支援を
ぜひとも賜って文字どおりトンネルの開通がよかったな、本当に文字どおりよかったなと皆さんに
後世に伝えられるような、そういう地域づくりに向かって邁進していきたいというふうに思っ
ております。本当にありがとうございました。よろしくこれからもお願いしたいと思います。

今日はトンネル開通のことだけで終わろうと思ひましたけども、ちょっと時間もございますので、
欲張って3点ばかり用意しておりますが、引き続き、このことも教えていただきたいと思っ
ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、2番目には、認知症予防と患者の支援策として、条例化というふうなことをちょっと思っ
てみました。郡上市におかれましては、既に、第2次郡上市健康福祉推進計画というものが立てら
れておりまして、その中で、「総合計画の理念である『みんなで創り、みんなで育む、安心して暮
らし続けられるまち、郡上』というのを目指すために取り組む優先的な健康福祉課題を認知症とし
ました」いうふうにごございますので、それから、またある文面では、アルツハイマーのコラムのと
ころでは、現在、高齢者に占める認知症の人の割合は——これ、全国的ですが——7人に1人とい
われています。郡上市の高齢者人口で計算すると約2,200人と推計されており、今後もその割合は
増えていくことが予想されます。認知症は他人事ではなく、誰もがなり得る可能性の高い脳の病気
となりました。認知症になっても認知症とともに自分らしく生活していくための地域づくりを行っ
ていただきますというふうに書かれておりまして、市としては、認知症サポーター養成講座とか、
あるいは良良カフェですかね、そんなことも取り組んで邁進をしていただいておりますので、非常
に郡上市としては、先陣を切って認知症対策に取り組んでおられるというふうなことでは、敬意を
表したいと思っております。あとは、市民の皆さんをどうやって巻き込んでいって、全体でこの
ことを盛り上げていこうかということにはなるのかなと思ひます。

そうした中、ここにもメモしておりましたけど、大分県の臼杵市というところでは、市民が認知

症予防に取り組んで、企業側も患者に配慮した対応をするということを盛り込んだ「白杵市みんな
で取り組む認知症条例」というものを制定されたというようなことを新聞で見ました。当市は、も
ちろん市民全員が取り組む、そういう運動を既に着手してみえますし、あとは一人一人の市民の皆
さんの自覚をどうやって、こう周知を図っていき、また実行に移していくかなということも考える
のが、これからのことかなと思うときに、形にこだわるわけではありませんけども、そういう何か
市民が目指せる指針となる目標といたしますか、そういったものを明らかにして、見える化して、こ
の認知症というものをより自分たちの身近な問題として捉えていくかということがあるのではない
かなんてことを思いながら、市の現状を含めまして、取組についての考えを担当部長にお伺いをし
たいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

65歳以上の人口に占める認知症の人の割合は、最新の数字でございますが、令和7年には20.6%
になるといわれております。郡上市に置き換えますと、推計値として約3,000人、5人に1人が認
知症になると予測されており、その対策は、ますます重要性が高くなっていくと考えております。

昨今の国の政策におきましては、令和元年に、認知症の人や家族の視点を重視しながら、予防と
共生を両輪として施策を推進する、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、令和2年度の「介護保
険法」改正にも組み込まれたところでございます。

市の動きとしましては、今年度改訂した第2次郡上市総合計画の施策に認知症対策の総合的な推
進を上げ、また、先ほど議員からもお話いただきましたが、第2次郡上市健康福祉推進計画では、
市の優先健康福祉課題を「認知症を防ぎ、支えること」とし、認知症予防や地域での支え合いの仕
組みづくりを多機関連携によって総合的に推進することとしております。

最近の取組の一例としましては、認知症サポーター養成講座を実施した商業施設の事業者が、そ
の後、認知症カフェの開催を通じまして、認知症になっても楽しむ気持ちを持ち続けてもらえるよ
うに、ゆっくり買い物をすることができるスローショッピング体験会につなげるなど、認知症に関
する正しい知識や理解が深まる中で、商福連携のような新たな活動へ広がり始めております。今後
も様々な分野とつながりながら、事業を展開していきたいと考えております。

御提案をいただきました認知症への取組を盛り込んだ条例につきましては、平成29年に愛知県大
府市が初めて制定されまして、令和3年11月までに全国で15自治体が制定しております。御提示い
ただいた大分県白杵市のみんなで取り組む認知症条例もその一つでございまして、今年9月に公布
され、認知症の人やその家族の視点に立って取り組むこと等を基本理念として、市民、事業者、地
区組織、関係機関の役割と市の責務を定めております。このような認知症に関する条例を定めるこ
とは自治体として目指す姿を広く知らしめ、行政だけではなく、市民をはじめ、様々な分野の団体

や事業者においても果たすべき役割を明確にすることができ、市を挙げて認知症に関する取組を推進することが期待できます。

現在は、健康福祉分野を中心に様々な分野で取組を進めており、現時点で他の自治体と比べて決して劣っているとは思っておりませんが、市を挙げて取り組むといった状況まで高めるには、さらに多様な分野を巻き込んでいく必要があると思っております。認知症条例については、さきに申し上げた性質上、多様な分野の人たちや認知症の当事者自身の思いを含め、議論を丁寧に重ねていくプロセスが最も重要と考えております。そのために、幅広い分野に対して、今後認知症に関する理解を深める機会を提供し、そういったことをきっかけに議論を活性化しつつ、適切なタイミングを計りながら、条例制定の検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） どうも答弁ありがとうございました。認知症、自分自身も含めて不安なことは思っておりますけども、そういった場合に助け合いといいますか、郡上市の市民については、そういうことで、おおらかな気持ちでまた迎えていただけるような、そういうことの社会づくりも大事なかなと思いますので、ぜひまた御検討いただければありがたいというふうに思います。ありがとうございました。

3点目、これも、高齢者の関係ですけども、独り暮らし高齢者の見守り支援はということで質問させていただきますが、実は、近くにも76歳ぐらいの方がおられまして、独り住まいしてみえまして、車も乗れないものですから、家にじっとしてみえるんですけども、自分も昨年地区の組長というのをやらさせていただいて福祉委員の方と一緒に見守りの対象にしておって、時々ぞいて「息しとる」とか「元気ですか」とか言って声かけておりましたけども、何か通報システムはないかと思ったら、そこは、たまたまかいておりますけど、普通電話が——若い人が普通電話はかけなくてもいいで、携帯でかけなれと携帯を渡してもらっとるもんで——普通電話を経由する緊急通報システムですか、それはちょっと使えないというふうなことがあって、地域の人にも呼びかけも見守りも1人の方をお願いして、福祉委員とともにやっておりますけども、常時見とるわけじゃないもんですし、そして、あまり外へ出られないので、ちょっと心配だわというようなこともありまして、何かほかの方法はないだろうかというようなことも常々言うておられます。社会福祉協議会のほうへもお話しましたが、具体的なものはまだ取りあえずいろいろあるんですけども、それに見合うような感じのところは、水道とか、そういうのがいろいろやってみえると思っておりますけども、数は多分少ないかもしれないけど、そうやって地域で一生懸命見守りはしていますけども、最後の最後まではなかなか見れない部分もあるもんで、いざというときは、何かのそういう通報システム、見守りのシステムがあるといいなということを思っておりましたら、たまたま新聞では、これ、冷蔵庫を開

けたり閉めたりするときに感知すると振動して知人とか親戚の人とかにメールで、やっと開いていないとかね、そういうことが伝わるというようなことがあって、そういった民間のサービスというんですか、I o Tとかそういうシステムが地域によってはあるそうですが、これも他市のことで申し訳ないですけど、宮城県の塩釜では、そんなことに対する市としての機器助成であるとか、設置費の初期費用の助成とかをやっているというようなこともございましたので、郡上市も、いろいろ、そういった方はある程度あるとは思っておりますので、そういうことに対しての何か見守り支援も、数は少ないですけども、一人一人をどれだけでも、救っていくような方法はないものかなということ思いながら、このI o Tというものを一つの政策に入れたらどうかということで提案する次第でございます。担当部長の御見解をいただきたいと思っております。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えさせていただきます。

国勢調査によりますと、郡上市における独り暮らしの高齢者の数は、平成27年は1,714人でしたが、令和2年は1,963人と大きく増え、今後さらに増加するものと思われまます。こうした状況から、やはり独り暮らしの高齢者の見守りは大きな課題であると考えております。郡上市では、独り暮らしの高齢者の見守りの手だての一つとして、緊急通報システムを運用しています。貸与を行う緊急通報機器には無線のペンダント型通報機と有線の手元ボタンが附属しておりまして、緊急時にいずれかの緊急ボタンを押すと、電話回線を通じて郡上市消防本部へ通報される仕組みとなっております。また、緊急通報機器に連動している火災センサー装置が作動した場合も、自動で郡上市消防本部へ通報されます。消防本部が緊急通報を受けると、機器のスピーカーを通して利用者の状態を確認し、救急出動を行います。返答がないときは、直ちに近くに住む協力員に安否確認を依頼します。

緊急通報システムは、独り暮らしの方や離れて暮らす家族の不安解消の一助となっております、毎年一定数の新規設置希望の申出がございます。現在の利用者数は304名となっております。ただし、御指摘のとおり、緊急通報システムは電話回線を利用する装置ですので、固定電話がない御家庭では利用いただけないといった課題もあります。議員より提起されましたI o Tによる見守りサービスは、救急や消防に直接的に通報される装置じゃないため、そうした緊急通報システムの強みを安心材料として、重視する方には少し物足りないかもしれませんが、健康異常が疑われる場合に通報が自動的に行われるといった部分では、緊急通報システムに勝る強みがあると思っております。

現在、提供されているサービスの例を挙げますと、人感センサー、水道メーター、電気メーター、冷蔵庫に取り付けるセンサーなどを通じて異常を察知したときにメール送信などで家族などに自動通話をするサービスがあります。I o Tによる見守りに関する市の取組においては、認知症で徘徊の恐れがある方に限られるものですが、GPS機器の購入費用の助成を行っているところでござい

ます。

こうした様々なものに情報通信技術を結びつけた見守りサービスは、今後も開発が進んでいくと思います。今回、幾つかの民間事業者にこうしたI o Tによる見守りサービスの利用実態について尋ねましたところ、独り暮らしの高齢者の子どもさんが親のことを心配して申し込むというケースが多いということでありました。離れて暮らす子どもの安心材料になっていることが感じられましたが、利用者数そのものはまだ少ないということのようでした。そのような状況から、まずは、市が把握した様々なI o Tの見守りサービスについて、不安のある方に対して必要な情報を届ける取組を進めていきたいと考えております。

これまで、技術革新による見守りについて申し上げてきましたが、一方で、従来の人と人とのつながりによる見守りも重要だと考えております。配食見守りサービス、民間企業者との連携協定の締結による見守り、民生委員、児童委員による見守りなどといったこれまでの取組も継続しながら、声をかけあったり、心配しあったりといった温かい心が独り暮らしの高齢者の安心な生活を支えていくような地域づくり、郡上市づくりを目指していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） どうもありがとうございました。

いろいろな機器がこれから発達してくる中で、また、そんなどうしても救われないところのことを救っていただけるような施策も、ぜひまた進めていただきたいと思っております。見守りは十分やるんですけど、郡上の人皆そうですけど、明宝の人もその責任をつけると、もう堅う感じてまって、「俺、ずっと最後までようさりも見守つとらなあかん」ということで、結構一生懸命見守っていただくもんで、そんなに全部がなじがらめに見守らんでもええんやでと、気のついたときに、電気がついとるとかそういうことでもいいんやよと言うんやけども、やはり、一生懸命真面目に、こう、皆さんやっていただけるもんで、大変ありがたいんですけども、そういう意味では、少しでもそういった方の苦労を和らげていただくためにも、何か少し連絡網があるとありがたいなということを思っておりますので、ぜひ御検討を引き続いてお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

最後に、建設部長も来とっていただきますので、4番目の質問に入りたいと思っております。

4つ目は、老朽化した農業用水路の整備の市単事業化は、というようなことで挙げさせていただきました。これにつきましては、昭和30年代、40年代の圃場整備をやるころに、どこも各旧市町村そうでしょうけども、農業用排水施設ですかね、農業用水路ですかね、あるいは、生活用水、事業用水も兼ねている部分もありますけども、そういったものを整備されながら、ここのとこで四、五十年たってきて、コンクリも劣化したり、つなぎ手が悪かったりとか、漏水とかってこともありまして、今、非常に、この水路、将来このまんましておくともう使えなくなってしまう、取水口も

悪いし、どうしたもんやろうということで、相談がちょこちょこございますが、たまたま、そういう地域の方は、いろんな制度が中山間地域総合整備事業等、補助事業もあるんですけど、それを使えんのかなと思って伺ってみますと、なかなかその対象にならないとか、あるいは地域での合意形成がなかなかされないとか、地元負担のこともあったりして、なかなかそういうところまでいっていないと、まして、現在、若い後継者たちが農業とか田んぼ作業をやらなくなってきて、あまり関心がないもので、水路っていったってぴんと来ないというような感じがあって、ますます、今、支えている高齢者の方々が将来これやっぱり心配だと、農業ばかりじゃなくて生活用水であったり、防火用水であったりする部分もあるもので、そういったところを何とかいい方法はないやろうかというようなことは相談ありましたので、いろんな制度が使えない部分があっても、このことで何とか地域で話してもらえれば対応できるんじゃないかというようなことがないかなと思って、勝手に市単事業化なんてこと言いましたが、担当部長の御指導いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、今の、主に土地改良事業関係の市単事業というようなお話でございましたんで、現在、市のほうで行っております、いわゆる農業農村整備事業、こちらの基本的な採択要件等を踏まえまして、御説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いします。

現在、市のほうで行っております、以前は土地改良事業とっておりましたけど、総称して農村整備事業というような言い方をさせていただくわけですけど、今ほど、お話の中にありましたように、現在、主流的にやっておるのは、県営中山間地域総合整備事業ということで、これは県のほうで行っていただく事業でございますけど、一定のエリアを決めまして、大体5年間をめどに実施するというような形で行っておる事業でございますけど、こちらにつきましては、一応、採択要件として、受益面積が60町歩以上というのが、縛りもございまして、これ以外にもいろいろ実質事業の条件があるわけですけど、こういった形で行われておりまして、これにつきましては、分担金につきましては、主にかんがい排水で言えば5%の受益者負担というような形になると思います。で、これ以外に規模が小さくなりますと、今度は県単土地改良事業といたしまして、これは県の補助をいただいて行う事業ということになります。こちらにつきましては、受益面積が1町歩以上で、事業費が100万円以上というような採択の基準がございます。こちらにつきましては、主にかんがい排水で言えば受益者負担が10%ということになります。

こういう形で、これらのいわゆる国、県の補助をいただいて行う事業に採択要件としては合致しないものにつきましては、市単の土地改良事業という形で実施をさせていただいております。こちらにつきましては、一応、同じような採択要件でいきますと、受益戸数が2戸以上、事業費が20

万円以上というものを、いわゆる補助に合わない事業ということで、小規模な土地改良事業という形で、市単独の土地改良事業を行っておるといような状況でございます。

こちらにつきましては、年間大体各地域ごとで平均して5か所程度ずつをここ数年は実施しております状況ですけど、こちらにつきましても、先ほどもお話したとおり、各地域で土地改良施設が老朽化しているということで、御要望もかなり来ておるとい状況ですので、計画的に進めさせていただくといような状況で行っているところでございます。

これらの事業につきましては、土地改良事業にかかわらず、通常の事業と同様に地域からの御要望をいただいて、それを基に精査をさせていただくといふうな手順を行っておりますけど、先ほど言いましたように、箇所も多くございますので、そういったところにつきましては、御要望いただいた分を精査して行くといようなことで対応させていただいております。

この市単独事業以外にも、中山間の直接支払であったりとか、多面的な交付金、こういったもので地域の方で御相談いただいて対応いただくとい小規模な部分の対応も一つの方法ということで御紹介をさせていただきますけど、このようになりまますので、いずれにしましても、地域の方で、その規模等を御検討いただいて御要望等いただければ、その上で御検討させていただくといような対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(17番議員挙手)

○議長(山川直保) 清水敏夫議員。

○17番(清水敏夫) ありがとうございます。

最終的には地域の人ニーズがしっかりないといけないと思いますが、ちょっとだけ、県単が、公共だと5%で、県単やと10%、市でも10%やったかなといことなもんで、例えば、中山間とかその辺の制度を受けていないとこにあるもんですから、そういうとこ、全くそういう財源を持っている力がないもんですから、そういうことも含めると地元負担の軽減といこともちょっと御検討いただけると併せてありがたいと思いますが、答弁はよろしいですけど、ぜひ御検討いただきたいといふうにあります。

ありがとうございます。以上欲張って4点を質問させていただきましたが、それぞれ丁寧な御説明いただきましてありがとうございます。特にめいほうトンネルの開通につきましては、本当に心からこの場を借りまして、市長さんはじめ、市議会の皆さん、郡上市民の皆様厚く御礼を申し上げます。今後とも小川を愛していただいて、どんどん小川の振興のために御支援いただければありがたいと思います。どうもありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長(山川直保) 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時01分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

◇ 野田勝彦議員

○議長（山川直保） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の2つの大項目をお願いしたいのですが、第1点目は、「脱炭素社会郡上」の実行計画のその後はという内容でございます。先ほど、3番議員のほうからもこれに関わる質問がございました。市民のごみの処理の問題、これはもう、まさにこの問題と深く関わることであります。その続編とも言うべき内容でございます。よろしく申し上げます。

今年の3月議会に先立って、市長が脱炭素社会郡上宣言を発出をいただきました。議会のほうもそれに合わせて同趣旨の決議をしたところでございます。もう今やSDGsというのは、何も不思議のない、実に日常的な言葉になりつつあって、すごく私は大きな変化だと思っております。これが国民の中で日常的に語られて、日常的に問題視されるようになれば、随分、社会は変わっていくのではないかと思います。その内容に関わっても大変理にかなったものと感心しております。ただ、こういう宣言とか決議というのは、アドバルーンを上げてみても意外とその後続かなかったというようなこともままあるものですが、さすが我が市、郡上市ですが、その後、第2次郡上市総合計画の改訂版の中にも早々に取り入れていただきまして、また、温暖化対策実行計画の協議会というのも立ち上げていただきまして、もう動いております。そう意味では、非常に心強いところでございます。しかし、この内容が市民の皆さんに広く周知されているわけではまだないと思います。これからの課題だと思いますけども。そういう意味でも、今回、この機会に市民の皆さんにこのプロジェクトをできるだけ広く知っていただきまして、そして、市民の皆さんがそういう自覚を持って行動していただけるような機会になればということで質問をさせていただきます。

第1点目ですが、脱炭素社会郡上の実現のための実行計画の立案と、その進捗状況はどのようになっているのかを伺いたしたいと思います。この内容には、かなり詳細がありますが、できるだけこれを分かりやすくといいますか、体系的に、あるいは総括的に教えていただければありがたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） では、お答えいたします。

脱炭素社会郡上の実現に向けて、今年9月27日に郡上市地球温暖化対策実行計画協議会を立ち上げ、令和5年3月末までに郡上市地球温暖化対策実行計画を策定することを目指しております。

協議会メンバーにつきましては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示されております構成として、関係行政機関の方が2名、ステークホルダーとして、産業・業務・家庭・運輸・横断対策・吸収の各部門の代表者が15名、学識経験者3名及び一般公募の委員さんが6名の26名で構成をされております。

9月の第1回協議会では、協議会の設立趣旨説明及び今後の協議予定の説明、メンバー紹介、またワーキンググループの設置を行いました。

今後の予定は、12月16日に第2回協議会を開催いたしまして、郡上市の温室効果ガス排出の現況説明及び削減の目標値、具体的な取組施策の提案を行い、これに対する委員からの意見、要望、提案をいただくこととしております。

令和4年3月には、第3回協議会を予定しており、実行計画区域施策編の内容説明及びワーキンググループでの協議、検討を予定しております。

令和4年度につきましては、2か月に1回のペースで協議会を開催する予定としておりまして、計画策定を完了し、実行に移していきたいと思っております。

施策の実行に当たっては、市民、業者、行政、それぞれでき得る取組を計画することで、みんなが無理なく実践することから始め、環境保全推進事業の実践テーマでもある真面目に楽しく環境保全を実践していきたいと考えております。

また、これまでの市民参加の活動の状況といたしましては、令和2年度から実施しております環境保全推進事業で市民を対象とした環境シンポジウムの開催により、市民の環境保全に対する意識づけを行うとともに、飲食店との連携による登録店での「食べきりポイント」及びごみ拾いでの「お掃除ポイント」をため、30ポイントで郡上市オリジナルのおしゃれマイバックと交換できる「郡上もったいないプロジェクト」も今年12月1日から開始しております。食品ロス削減とプラスチックごみ削減を目指すものでございます。

また、食品ロス削減を目的として、冷蔵庫から始める食品ロス削減などに取り組み、本年4月に連携協定を交わしました郡上北高の「食品ロス減らし隊」の協力を得て、ケーブルテレビ出演によるPRや、廃棄予定の食材を使った美濃白鳥駅での1日限定「駅舎カフェ」なども開催いたしました。

また、中部電力パワーグリッドとの連携協定締結による使用電力の削減を目指すカテエネとのコラボ企画である「えーこっちゃ省エネ」の取組や、市内の電力消費量を調査するなど、脱炭素社会郡上の実現を目指す計画策定に向けた作業も現在進行中でありまして、よろしく願いいたします。

す。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 伺いますと、市民の方が26名、まあ、あの、個人的な参加というのは非常に私大切なことだと思いますが、組織的な参加ももちろんですけども、個人が手を挙げて参加していただいた方、本当に意見を大切に受け入れていただきたいと願っております。と同時に、今ありましたように若い世代の方ですね、世界的にもこの環境問題は若い世代が、次代を背負うという方が関心を持っていらっしゃる、これを大切にしたいということで、とてもいい取組ではないかと思っております。よろしく申し上げます。

さて、SDGs、親しみ始めた言葉であります、全部で17の到達目標があるといいますが、7番目には、クリーンで公正なエネルギーという目標がございます。13番目には気候変動への対策、14番は海を守る、15番は陸を守る、そのほかにも健康と福祉や安全な水や、あるいはまちづくりそのものという様々な私たちの生活が広く網羅されているわけですが、この目標は、SDのDですが——DEVELOPMENT——と言っておりますけども、開発というのは、どうしても私たちは自然を壊してしまうイメージが強いわけですが、この場合は、開発という名前でも開発なんです、むしろ、それを守り育てていくという観点で、非常に大事な言葉だろうと思っております。翻って、この我が郡上市の場合は、名前は「脱炭素社会郡上」ですが、実は、これ、あの、炭素の排出をニュートラルにするだけが、私、目的じゃないと思っております。もうちょっと、そういう意味では広い名前のほうがよかったのかという気持ちもないことはないんですが、むしろ、先ほどの17のゴールを郡上市版で実現するというイメージを私は大事にしたいと思ふべきだと思います。すなわち、脱炭素社会郡上を目指すことは、郡上に住む全ての市民の方々が、よく言われるように、サステナブルな、幸せで豊かな生活を実現することにつながっていかなくやならないと。これはよく市長さんがおっしゃっていらっしゃる「観光立市郡上」の理念と私、ぴったり重なると思ふんですね、そういう意味で。それが、この脱炭素のプロジェクトに重なる必要があると思ふます。そういう点で、私は、この総合計画の改訂版、後期の改訂版ですね、これや、あるいは戦略のほうですね、総合戦略のほうに広くこれが関わって、そして、その郡上市のこれからの政策にどのような意義を持つのかということを中心に検討しながら進めていく必要があると思ふますが、言い換えると、これは、郡上の市民にとって、いろんな、この生活の変化や、あるいは生活スタイルのこれからの変化をもたらすものだと思っております。そういう点で、この計画や戦略にどのような意義をもたらすのか、ちょっと抽象的ですが、伺いたいと思ふます。よろしく申し上げます。

○議長(山川直保) 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長(河合保隆) 失礼いたします。それでは、初めに、今ほど議員御紹介がありまし

た総合戦略、総合計画、この2つの計画の関係性であったり、意義であったりとかというところについて御回答申し上げたいというふうに思います。

地方創生が叫ばれて久しいところでございますけれども、地方創生とは、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京都への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持することを目的としております。

この地方創生を戦略的に推進する計画が、まち・ひと・しごと創生総合戦略となります。

一方、総合計画、これは本市は基本構想、基本計画に分かれていますけれども、これは郡上市における10年のまちづくりの大きな方向性とそれを達成するための様々な分野の取組を示す計画でございます。総合戦略は郡上市の人口ビジョンに掲げる人口目標の実現と、活力ある地域社会の維持に焦点を絞り、その達成のための5年間の施策を示す計画というふうになっています。

行政運営の総合的な指針を示す総合計画と、地方創生を達成するための総合戦略、この2つの計画は制定の根拠であったり、計画期間等の違いはあるものの、最終的に目指していく市の姿というのは、ともに総合計画の基本構想に掲げる「住みたいまち郡上」「輝きたいまち郡上」「訪ねたいまち郡上」であると考えます。

このため、郡上市では、総合戦略を総合計画の目指す姿の実現に向けて戦略的に取り組むアクションプランと位置づけ、これら2つの計画を連携させることによって、より強力に施策を推し進めることといたしました。

総合計画は、現在、第2期となります。また、この際、第2期の総合計画でこのほど後期の基本計画を策定したところでございますし、これに併せまして、基本構想の改訂も行いました。

また、総合戦略は、現在、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間とする第2期の計画でありまして、令和2年3月に策定をいたしました。しかし、策定直後から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会環境が変化をいたしました。感染拡大の影響を受ける前に戦略を策定したこともありまして、感染の影響に伴う新たな生活環境や働き方など、個人の意識、行動変容、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた戦略の見直しを進め、今年8月に改訂を行ってところでございます。

この総合戦略、総合計画の中に、脱炭素プロジェクトというものを位置づけをさせていただきました。先ほど、議員からも御紹介がございましたように、市は豊かな自然と文化に育まれた本市では、観光立市郡上を掲げ、国内外の人々にこれらの恵まれた環境を体験する機会を提供するとともに、それを次世代へ提供するため国際社会の一員として、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会郡上を目指すことを、本年2月26日に表明しております。実現のためには、市民や事業者の皆さん、行政が一丸となって取組を推進していかなければなりません。

そうしたことから、今年8月の総合戦略の改訂の際には、脱炭素社会の実現を目指す循環型社会の構築による持続可能な地域づくりという項目を戦略を構成する大きな柱の1つに加えました。脱炭素社会の実現に関する視点は改訂前から取組の1つと掲げておりましたが、今回の改訂により計画上也、より重要な位置づけとしたものでございます。

連携する総合計画では、これを脱炭素プロジェクトとして掲げ、一体的な施策の推進と実効性ある施策の展開を図ります。脱炭素社会郡上の実現のための取組としては、先ほどの御質問で答弁申し上げました、郡上もったいないプロジェクトや冷蔵庫から始める食品ロス作戦の取組のほか、4R運動、いわゆる不要なものの不買・拒否、ごみの発生抑制、再使用、再資源化、そういったことの推進であったり、再生可能エネルギーや高効率設備機器の導入推進など、市民の皆さんや利用者の皆さんの協力が不可欠な取組ばかりでございます。所管部が中心となって、これらの施策を進めてまいりますので、郡上市の豊かな環境を将来に引き継いでいくため、皆様の御協力をお願いいたしますというふうに思います。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 全体的な、なかなか抽象的な文言が並びますので、具体的には捉えにくい面があるんですが、これから、この協議会の中で、この具体化をしながら、大いに市民の中にこれが浸透するようによろしくお願ひしたいと思います。

大きく2つ目の質問でございます。市民の暮らしと営業を守る経済的な支援をとということで、3つの観点からお願ひをしたいと思います。

コロナ禍が2年にも及び、ギリシャ文字の文字がもうあと残り9つしかないといわれるような変異株が次から次に現れて、もう大変な状況が続いておりますが、ただ、コロナに限らず、その他の様々な要因の中で、市民の生活、国民の生活は本当に苦難を強いられているわけでありまして。

その1つが、産油国の減産といいますか、抑制によって原油の高騰が、今、本当に大きな問題になりつつあります。ちまたでは、福祉灯油などという言葉が使われるようですね。本当に所得の低い方々の中には、これによって大きな困難といいますか、生活が圧迫されるということも出てきておるようです。岐阜県の場合ですと、家庭用の灯油の配達価格が11月の29日現在では2,061円というふうにいわれております。これは、日々変動するものではありませんが、どうも高止まりのままのようであります。そんな中で、我が郡上市でも、福祉灯油という名前はともかくとしましてですね、必要な方々には、路頭に迷われないようなそういう支援も必要ではないかと思ひます。例えば、低所得の方に対する、今、言いましたような福祉灯油の問題、あるいは、ハウス農業などは非常に多くの燃料を使いますので、燃料依存の大きい中小事業者に対する支援、または、医療機関や福祉施設などは大量の暖房費を使いますので、ここにもやっぱり配慮が必要かと思ひます。もちろん、交

通関係の事業者も同様です。いずれにしましても、大量の石油製品を使うところについては、そうした市の配慮が必要ではないかと思えます。その点で、燃油助成といいますか、燃料助成、あるいは福祉灯油という観点から何がしかの支援を早急をお願いしたい。これは、間もなく真冬の厳寒期に差しかかりますので、急を要する支援の内容ではなかろうかと思えますが、それについて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の低所得者に対する福祉灯油の実施という点では、以前の福祉灯油の事業につきましては、平成27年度に実施しております。これについては、消費税率が5%から8%へ改定されたことにより緊急経済対策として地域消費喚起、生活支援型である地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、郡上市福祉灯油等助成事業を実施したものでございますが、低所得世帯等の2,586世帯に対しまして、申請案内を送付し、2,094世帯に灯油またはお米の購入の際、利用できる5,000円分の助成券を交付したものでございます。取扱店として市内91店舗に協力を依頼しまして、助成券の利用実績としましては、1,005万5,000円ということでございます。

今回の国の補正予算案及び予備費には、18歳以下への10万円相当の給付ですとか、住民税の非課税世帯への現金10万円給付などの支援策が盛り込まれておりまして、さらには、緊急小口資金等の貸付け、住宅確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の延長拡大などが厚生労働省より示されております。このことから、市においては、まずは国が示す各種支援制度に対応しつつ、それでも、なお原油価格高騰による低所得世帯等への支援が必要と判断されれば、早期に検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

2点目の園芸農家など、燃料依存の大きい中小事業者に対する支援でございますが、農林水産省は、施設園芸農家に対しまして、燃油価格の高騰時に補填金を支払う施設園芸セーフティーネット構築事業を実施をしております。一方、中小企業庁は、原油高の影響を受けた中小企業、小規模事業者に対し、特別相談窓口の設置や日本政策金融公庫等が実施するセーフティーネット貸付けの要件緩和などを行うこととしております。また、原油価格の高止まりの背景によるエネルギー価格高騰への対策が国の補正予算案及び予備費に盛り込まれておりまして、この支援策はガソリン価格が全国平均で1リットル当たり170円を超えた場合に、最大5円の範囲内で国が石油元売業者に補助し、これを原資に給油所への卸売価格を抑えてもらうことで、小売価格の急騰に歯止めをかけるというものでございます。さらに、現在、OPECプラスでは、増産維持の意向を示しているとの報道もございまして、石油国家備蓄の放出などの世界規模での原油価格上昇を抑える動きもありまして、まずは動向を注視していきたいというふうに考えてございます。

3点目の医療機関や高齢福祉施設などへの暖房費の助成ということですが、医療機関や高齢者福

社施設ともに特別な資金需要に対しては、国県の補助制度がありまして、例えば、施設や設備の整備に関するものや新型コロナウイルス感染症の対応に関する掛かり増し経費、これの補助などもあります。燃料費の高騰に対して国県の補助メニューは現在のところございません。医療ですとか介護事業の運営費に充てるべき収入は診療報酬や介護報酬で成り立っておりまして、報酬単価は物価変動も含めた時々の社会情勢に反映して、定期的に改定をされることから、暖房費を含む経常的な事業の運営費は、診療報酬または介護報酬で賄われるべきものであるというふうに思います。

これらのことから、現時点では、市単独の暖房費の事業者への補助を実施することは考えておりませんが、今後、各事業所の経営状況を注視する中で改めて対応を検討したいというふうに考えてございます。

最後に、公共交通やタクシー事業者への燃料助成という点でございますが、市内公共交通事業者への対応につきましては、長良川鉄道と事業者が運行しているバス路線につきましては、年度単位で損失補填を行っているため、原油高騰分については、損失補填のほうで対応したいというふうに思います。また、市の自主運行バスにつきましては、市が所有する車の燃料代については、市が直接支出しているため事業者への負担はありませんが、事業者が所有されている車につきましては、協定書によりまして事業者から単価変更の申請があった場合は、協議の上対応するということとしております。なお、タクシーにつきましては、市から特段の補助を行っておりませんので、今後の国の補正予算編成を受けた事業者への支援メニューの動向を踏まえて対応を検討してまいりたいと考えております。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 幾つかの事業者に対する様々な対応といたしますか、これはある意味では幅広く対応できるようになっているかもしれませんが、最初の低所得者に対する福祉灯油等については、またこれからも考えていただきたいと思います。と同時に、国のほうも特別交付税を準備していると、そういう情報もありますので、それを御検討いただきたいと思います。

2点目の米作りの問題であります。御存じのように米価はずっと一貫して下落を続けておったんですが、今年にきて本当に大きな下落になってしまっている。このままでは、もう百姓続けられんというそういう声も本当に出てくるわけでありまして、ただこの田んぼで米が作られなくなるということは、私、郡上の観光資源にとっても大きなダメージじゃないかと思うんです。夏の緑、そして、秋から黄緑になって黄金色に実るこの田んぼの風景というのは、本当にすばらしい観光資源の一つだと私は思っているんですね。これが雑草でぼうぼうになってしまったら、本当に悲しいですね。そういう意味でも、離農されたり田んぼを放棄されたりすることがないように、何とか頑張って続けていただきたいと、そういうメッセージを出していただくためにも、米の下落に対する補助

を何とか考えていただきたい。あの、北海道では結構何か実施しているみたいですが、1俵当たり1,000円から2,000円の援助があるという話も聞いておりますが、この観点ではいかがでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、お答えをさせていただきます。

お米については、観光資源と申されましたが、私自身は、それ以前の郡上の歴史・文化そういったことを彩る、より本当に大切な作物と思い、これまでも最重要作物として支援策を行ってまいりました。あの、米の下落状況だけ少しお話した上で、新しい支援策をお話したいと思いますが、現在、国のほうでは米の相対取引価格を公表されております。令和元年度は1俵当たり1万5,716円、令和2年度は1俵当たり1万5,143円、そして今年度の令和3年9月では1万3,255円という形で、元年度と比較して約2,500円、昨年度と比較して1,900円という形で、下落をしておる。また、身近なところでは、めぐみの農協さんのお米の概算金というのがあります。これは、作った当初にやって最終的には二、三年で清算をされますので、最終価格とは違いますが、こちらの概算金について、郡上は特A地区ということでほかの地区よりは高い単価を設定していただいておりますが、こちら令和元年は1俵当たり1万3,400円、昨年が1万2,800円、そして、今年は1万300円、本当に急落という形の状況が出ております。コロナ禍がありまして、当初は巣ごもり需要でそこまで米価はという思いはありましたが、逆に外食産業でのいわゆる出控えによる米価の下落ということが、大変大きな要因であるかなと思います。ですので、郡上市としますと、これまでもお米についてはできるだけ高単価が実施されるようにいろんな取組をしておりましたが、その実例としては、おいしいお米コンテストを実施しながら、また直接競売もかけながら、お米のブランド化を図るという取組で、こちらは3年の11月に今年行った結果につきましては、出品されたお米の平均落札価格は1俵当たり4万4,000円、最高落札価格は7万円という形の取組はさせていただいております。また、昨年の補正の中では、そういった米作りを含めていろんな生産意欲が減退しないように、次期作支援という形の中で次期作に必要な資材や肥料、農薬そういったものの経費支援をさせていただきましたが、こちらは全部で106件、決算額として577万2,000円の活用をいただいております。さらには、お米については本当に大切なものですので、側面支援にはなりますが、基幹施設、いわゆるライスセンターと呼ばれるようなそういった施設整備につきましても、平成30年から今年を含めまして約3,400万ほどの施設整備の支援をさせていただいております。まあ、こういったこともしながらですけど、先ほど言いましたように、今回のお米の下落というのは、非常に予想を超えるものでありますし、お米はやっぱり守っていくことは非常に重要なことと考えておりますので、現在、支援策として検討しておるところとしましては、実はコロナ禍の中で2年度からがんばれ郡上の農水産物応援事業というのを始めさせていただきました。これは、郡上の農水産物を使わ

れる飲食店等の事業者の方に対して、一定限の活用をされれば支援をするというものでありますが、これは令和2年度で約40件、決算額としては527万3,000円の利用がありました。この事業は、実はお米は対象外とさせていただいておりました。なぜかという、郡上の中では、いわゆる縁故米といわれるような親戚同士の中でお米を分けるというような手順もあったり、また一方では、ブランド化の中で、六ノ里の棚田米のように非常に取引先と高額な取引もできるようなところもあって、そこまではという思いはありましたが、やはり今回の急落の中では、お米に対してもこれの対象に入れるべきであるというふうに現在、農林水産部としては考えております。

ですので、これから予算編成を進めてく中で、通るかはまた別としまして、思いとすれば、新たながんばれの中にお米に関して、お米の活用を加算する形の支援制度を現在、制度設計しておりますので、もし、通って予算委員会にかけさせていただければ、また応援をいただければという思いでありますので、よろしくお願いします。

(9番議員挙手)

○議長（山川直保） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） もちろん応援は大いに致したいと思っておりますが、ただ、農家直接支援というわけには、なかなかね、直結はしないところが、ちょっとまた課題だと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後、時間がございませんので、ちょっと取り急ぎますが、最後は、国保の子どもの均等割の問題でございます。常々、私、申し上げているのは、これは何とかなくせないものかと、均等割というのは、まさしく中世の人頭税みたいなもので、頭数で課税するというね、税の取り方としては最も原始的といわれて、最も不公正になりやすいと。まあ、それが税ではないんだけど、この均等割はそういう性格を持つもの。子どもを産めば産むほど負担が大きくなる。これは、やっぱり、あの、何か出産、子育てに、ちょっと言葉は悪いけど、罰を与えているんじゃないかと、そういう側面もあるんじゃないかと。

これは、国立社会保障人口問題研究所の調査で、こういう質問をしています。夫婦に対してですね。「予定の子ども数が理想の子ども数を下回る」。本当は4人子どもが欲しいんだけど、2人にしとこうかという、こういうふうになってしまうという、3人のところ1人という。なぜ、そうなるかという、その理由のトップは、子育て・教育にお金がかかり過ぎる。これがずっと一貫してトップでございます。確かにそのとおりですね。特にこの郡上の子育ては本当に特に教育費で大変大きな負担を強いられなきゃならない。教育費というのは、いわゆる上級学校へ出るような場合ですね。そこにできるだけ子育てにお金をかけないようにということで、少子化対策のためにも、ぜひともこの子どもの均等割をやめていただきたい、あるいは軽減していただきたい。奇しくも、来年の4月から、ついに国が学齢期前の子どもに対する5割援助を約束しましたですね。これは、

国も認めたということなんです。ぜひとも、郡上市もこれに倣ってといたしますか、これに、さらに追加をする形で、学齢期前は無料にとか、あるいは高校卒業までは半額にとか、そういう施策を実現していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等一部改正法の施行に伴い、少子化対策として子育て世帯の経済的負担軽減の観点で行われる子どもの国民健康保険税の減額賦課につきましては、その対象を未就学児とし、均等割を5割軽減されることとなりました。この軽減措置は、多子世帯や低所得世帯による制限はかけずに広く未就学児がいる世帯に対して、一律に軽減を行うこととされており、令和4年4月1日から施行されることになっております。

財源としましては、国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1を負担することとされております。

国民健康保険税についてですが、大きくは加入者の保険給付としての医療分、後期高齢者医療に現役世代として拠出するための後期支援分等40歳以上の方が対象となっており、介護保険に拠出するための介護分の3つに分かれております。郡上市では、医療分として所得割5.6%、均等割2万5,500円、平等割2万円、それから後期支援分としまして、所得割2.2%、均等割1万4,000円、介護分としまして、所得割1.8%、均等割1万6,700円としております。今回の軽減措置は、このうちの医療分の均等割額と後期支援分、均等割額について実施されるものでございます。

郡上市では、国保世帯における来年度対象となる未就学児を220人と推定して軽減額を算出し、医療費分として2万5,500円の5割、1万2,750円掛ける220人分で280万5,000円、後期支援分として1万4,000円の5割、7,000円掛ける220人分で154万円、合わせまして434万5,000円を令和4年の新年度予算において計上することを予定としております。このうち、郡上市における負担分は医療費分、後期支援分合わせて、その4分の1の合わせて108万7,000円となります。

今回、御提案いただきました独自支援でございますが、未就学児に対する残る5割を負担する場合は、全て市の負担となりますので、医療費分と後期支援分の軽減額の合計である434万5,000円が必要となります。また、学齢期の子どもへ5割軽減を実施する場合は、国保世帯における来年度の小学生から高校生までの児童、生徒数は543人と推定してありまして、医療費分の5割、1万1,550円掛ける543人分で692万4,000円、後期支援分の5割分、7,000円掛ける543人分で380万1,000円、合わせまして1,072万5,000円となり、全額市の負担分となります。その結果としまして、国保税の均等割について未就学児の5割軽減に加え、残り5割分も支援し、全額軽減として合わせ、高校生までの学齢期の子どもの5割を軽減するためには、年間約16万円必要となる試算となります。御提案の支援を実施する場合の財源を考えた場合には、国保の特別会計の際には国保税、県からの交付

金、一般会計繰入金、前年度繰越金、基金の取崩しによる繰入金が主なものとなっております。こういったものをする場合、県からの交付金ですとか、一般会計繰入金、まあ、こういったものは独自支援でございますので、こういったものを増額するのは困難でございます。また前年度からの繰越金につきましても、継続的な前年度決算によって金額が大きく変わりますので、継続的な財源とするのは不安定であり、税源が拠出できないとなるというようなことが懸念されます。また基金の取崩しにつきましても、今後軽減することも考えられますので、この基金についてはある程度残しておく必要があると考えております。最後に国保税の増税については、今のコロナ禍から脱却できていない現状での増税については、理解を得ることは非常に困難であると思われることから、増税による財源の確保ができないと考えます。以上のことから、国、県からの財政支援がない状況で独自支援を実施していくには、財源確保の面において、非常に困難でございます。国に対して引き続き制度の拡充を求めるとともに、県に対して、既存または新規の県単独交付金による交付の要望等をしなが、負担軽減について検討を続けていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

(9 番議員挙手)

○議長(山川直保) 野田勝彦議員。

○9 番(野田勝彦) 時間がまいりましたので、申し上げたいこともあるんですが、これで終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひします。どうも御丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後 1 時を予定いたします。

(午前 11 時 57 分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長(山川直保) 6 番 三島一貴議員の質問を許可いたします。

6 番 三島一貴議員。

○6 番(三島一貴) 6 番、三島です。議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私からの質問 1 点、公共施設適正配置計画についてということで質問をさせていただきます。

なぜこの質問をしますかと、今回決めたかといいますと、令和 2 年 3 月の年度末に、このように郡上市公共施設適正配置計画という計画書を議会のほうで頂きまして、また説明も聞きまして、私

は把握をしとるところであります。

その後、こうやって日数がたっていくことによって、徐々に市民の方々へ浸透していて、最近では、地域に寄りますと、「おい、ここの施設、なくなるんか」とか、「我々使つとるんやけど、どうなっていくんや」という声をよく聞くようになりました。ですので、本日、一般質問に取り上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

まず最初に、この計画の概要ということで確認も含め、また、市民の方への告知も含めて、簡単でいいので教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） それでは、お答えを申し上げます。

高度経済成長期を中心に建設されてまいりました公共的な施設の老朽化と、これに伴う修繕や更新、維持管理費用が膨大になると予測される一方で、地方自治体の財政状況は厳しさを増していくということが、全国的に共通した課題であるとの認識の下、平成26年4月に総務省が全国の自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

国からの要請事項ではありましたが、本市では合併前の旧町村がフルセットで整備しておりました公共施設の見直し、合併以来の継続的な重要課題でもあったことから、本市が保有するインフラを含めた全ての公共施設の管理方針となります郡上市公共施設等総合管理計画を平成28年度末に策定しまして、以降30年間の公共施設全般の基本的な方針を定めたところでございます。

御質問の公共施設適正配置計画につきましては、その総合管理計画に掲げる建築物系の施設の個別具体的な対応方針を定めた実施計画として、先ほど申されましたように、令和元年度末に策定したものでございます。

また、適正配置計画は、令和元年度から10年度までの10年間の計画期間とし、総合管理計画で対象とした建築物系の561施設1,133棟ございますが、そのうち倉庫などの小規模施設を除いた12分野437施設について、継続、統合、あるいは譲渡、廃止などの対応方針を明示するとともに、必要な取組とおおよそのスケジュールを示しております。

当該計画の第3章には、計画期間内の重点的かつ効果的な適正配置を進めるため、地域ごとの適正配置方針でございますエリア再編を明記しまして、旧町村単位の地域内にある複数施設を一体的に再編する方針も示しております。

さらに、計画の推進とその効果を図るために、計画期間内に公共施設の総量を延べ床面積ベースで10%削減するといった目標を掲げており、特に今後の譲渡や廃止といった方針の施設についての取組について、着実に進めていくとしているところでございます。

（6番議員挙手）

○議長（山川直保） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） ありがとうございます。続きまして、計画作成時の方法についてということで質問させていただきますが、今言われました437施設が対応ということで、本当に職員の方には437施設を一つ一つ調べていただいて、すごい労力だったなということだと思っております。

そのときに、どのような方法で、この施設の計画を立てられたかということ詳しく聞きたいんですが、例えばその施設の利用状況を確認されたのかとか、またその施設を使っている市民の方からとか、またその地域の方々から意見を徴収したりとか、どのような方法でこういう計画をつくられたのかという方法を教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 公共施設適正配置計画は、冒頭お話ししましたように、施設の廃止や総量削減を伴うというものでございまして、市民の皆さん全てに歓迎されるものとはなりません。

このため、策定の過程においては、利害関係のない立場から客観的かつ専門的な視点で指摘や指導ができる市外の人材を公共施設アドバイザーとして依頼しまして、計画策定全般に関わっていただきました。

そうしたことを前提としまして、計画の策定過程を市役所の庁内的なプロセスと、それから市民の皆さんからの意見聴取や合意形成といったプロセスに分けて御説明をさせていただきます。

まず、庁内的には、対象となる437施設について、施設の所管課が築年数や延べ床面積等の基本情報のほか、施設における事業内容でありますとか利用状況、収支を含めた管理運営の状況など、施設ごとにまとめました。

御質問の施設の利用状況の確認については、その際に事業内容や利用人数とともに、稼働率として部屋ごとに調査をいたしております。そして、その実態に基づき、施設所管課が必要性、有効性、効率性の観点から1次評価を行い、今後の方向性を示しました。

次に、その施設評価表を基に、俯瞰的な観点から2次評価を行いまして、施設ごとの方向性の素案を策定した上で、施設の所管課長、あるいは各振興事務所の所長や課長等へのヒアリングや意見交換を繰り返し行い、施設の方向性の最終案といたしました。

そして、それぞれの施設評価表で示した方向性を全体的に調整し、方針実現までのシナリオや取り組むべき課題等をまとめ、計画のたたき台といたしました。それまでの間には、庁内の最終意思決定機関であります庁議でありますとか行政改革推進本部に適宜諮りまして、全庁的に合意形成を進めてまいりました。

一方、市民の皆さんからの意見聴取等についてですが、公共施設は全市的または分野別の視点で考えるものと、それから地域の活動拠点など、地域利用の視点が必要なものもありますので、専門的な検討組織の設置による計画案の検討と、それから地域で様々な取組をされている団体の代表の

皆さんによる意見交換でありますとか、提案という2つの方法を市として実施いたしました。

その専門的な検討組織であります公共施設適正配置計画検討会議では、議会、教育委員会、自治会をはじめ、福祉、観光、スポーツ、文化など、各分野の代表の方、公募市民の方、さらにはまちづくりの専門的立場の大学教授にも加わっていただき、計画策定までの約2年半の間に9回にわたる御審議を頂きました。

なお、検討会議からは、その計画策定とその推進に向けての提言書が提出されており、お配りしております適正配置計画書の巻末に掲載しております。

地域での意見聴取等につきましては、ワークショップ形式で地域ごとに実施をいたしました。ワークショップでは、平成30年8月から翌年2月までの7か月間で実施しましたが、各地域で毎回15人前後の方にお集まりいただきながら、地域の不特定多数の方が利用される生涯学習センターであるとか体育館の適正配置、また小学校の地域利用の在り方をテーマとして、市が施設の現状と課題、また市が考える施設の方向性をお示しした上で、市民の皆さん同士の意見交換を行っていただき、市への質問やグループ発表を経て、最終的には全体意見として集約するといったプロセスを進めてまいりました。

実施回数は7地域での実施と関係団体での実施を合わせて29回行っておりまして、延べ315人の方に関わっていただきました。

なお、ワークショップで頂いた御意見等については、計画書の施設分類ごとの方針の末尾に掲載しております。

このほか広報郡上でのワークショップの経過等を紹介させていただいておりますし、計画案の最終段階では、パブリックコメントも行っております。

それから、そういったことで御意見を頂く機会を可能な限り、多く設けたつもりでございます。とりわけ計画策定の前後で、それぞれ市民説明会も開催しておりまして、令和元年2月の市民説明会の折には、市長出席の下、検討会議委員とワークショップ参加者を含めたパネルディスカッションを実施するなどして、意識の共有に努めてきたところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 計画をつくる段階ですんで、今、話を聞いておりますと、行政主導で計画を立てていたんだなということを感じました。

その中でも、数が多い、少ないは別といたしまして、こうやって市民の方からも、代表者等含めて意見聴取をしながら計画をつくられたということでもあります。

一番心配しておったのは、今のところ、こうやって僕の耳に、あの施設どうなんやとか、どうなっていくんやって、我々どうしようとかって声が届いたときに、この計画立てるときに、あまりそ

ういった話をされずに、行政が本当に計画だけ立ててしまったのではないのかなという心配をしていたもんですから、このように聞かさせてもらいましたが、なかなかこの計画立てる時点で、全員に声聞くことなんて無理ですし、またみんなの意見を聞いていたら計画も立てれない状態になってしまうので、僕はこういった形で行政が主導して、まずこの計画を立てられたということには賛成をしているところであります。

至って今度、これからのことが大事だと思っておりますので、このことについて質問を続けさせていただきたいと思えます。

分厚い郡上市公共施設適正配置計画、本当に分厚い資料、これは本当に御苦労さまだったと思うぐらいの資料をつくっていただきました。本当に細かく、僕も目を通して、気になるのは、自分の地元の施設がどうなっていくんだろうというところを中心に、こうやって付箋をつけて印さしてもらって、地元ばかりで申し訳ないですが、もし地元の人に声かけられたときに、さっと答えられるようにと思って把握をしとるところなんですけど、今日の質問は、個別な施設がどうのこうのという質問はやめさせてもらって、全体の計画の枠の中でお話をさせていただきたいと思えますが、この計画書を見ておきますと、結構このR3年度、今年度です。今年度に検討をして、R4年度からは検討結果に基づいて対応していくっていう記載が多い、多かったです。ですので、検討も今、R3年度にされとるということで、次に4年度に進む条件におおると思えますが、今現在の進行状況等を教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 公共施設適正配置計画の策定には、平成29年度から令和元年度まで3年間を要しましたことから、計画策定中にも施設の廃止や譲渡などが行われまして、一定の施設の整備は進みましたが、一方で新たに建設し、あるいは取得したことによる施設の増加もありました。

このため、基本計画となる総合管理計画の策定時と比較しまして、延べ床面積では約5,300平米、平方メートル、それから率にしますと約1.3%増加している現状もありますけれども、適正配置計画を令和元年度末に策定し、令和2年度から計画に実効性を持たせるとともに、いつ、何を、どのように行うかといった、具体的な行動に移すための行動計画案の作成を進めております。

この行動計画は、全体的事項で7計画、分野別で42計画、地域のエリア再編で6計画の合計55もの計画策定をすることとしております。

この55の行動計画の策定のため、現在、施設の所管課や関係する振興事務所が、適正配置計画に掲げた基本的な考え方でありまして、施設ごとの対応方針を基に、実施に向けて、さらなる課題を洗い出し、解決方法を検討している段階であります。

なお、行動計画の作成に当たっても、公共施設アドバイザーに毎月のように郡上市を訪問いただいて、各課等へのヒアリングや必要な修正を行っていただくなどの協力を頂いているところでござ

います。

行動計画に係る庁内案の完了時期については、適正配置計画では、先ほど申されましたように、令和3年度までに検討とした項目を含むことから、令和3年度内、今年度内を目標としておりますが、検討するに当たりまして、小さな拠点とネットワークとの関連ですとか、それから今後の公民館の在り方等々、本市の重要政策との整合を図らなければならない施設や内容も多いため、一部の計画については、令和4年度以降への延伸も考えなければならないといった状況になっておりますので、御理解を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) ですんで、こうやって計画を立てられて実施をしていくってことで、今からが大事だと思っております。今、振興事務所のほうに仕事をさせているということではありますが、これからは地域の方々の声をたくさん聞いていかなければならないときだと思います。使っとる人に、本当にここはこういう、施設に応じては、その機能は残しますが、この施設は廃止して、その利用を移転させるとか、そういった施設があるんですが、使う方たちが違う施設へ移動させられるということになりますけど、そうすると本当にそこで今までどおりのことができるのかということとかも、そんないろんな声が出てくると思います。

そういったことで利用者や、または地域の方々から本当にいろんな声を聞いていかなければならないと思いますが、そのことをどうやって聞いていくのか。または市民への説明はどのようにやっていくのかということをお聞きしたいと思いますし、またもう一つ、この公共施設適正配置計画というのは、最初に説明されたように、施設を減らすという計画ではありますが、また減らす計画であるんですが、場合によっては新たな施設を造らなければならないということも、進めていく中で出てくると思うんです。

まるっと壊して作り直すのではなくて、ある3つぐらいの機能のものを集約して、新たな施設を一つ造って、そこに集約させるというような形です。減らすという考えの中でも、また一つ増えてしまうということもあり得ることではないのかなということを思いますが、そのあたりのことも、どう考えているかということと一緒に聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(山川直保) 日置市長公室長。

○市長公室長(日置美晴) 先ほど申しました55の行動計画につきましては、まずは市長を含めた全庁的な合意を経て、庁内案としてまとめていくのが第一段階になります。

このため、施設分野別の行動計画は、副市長を委員長とした公有財産等検討委員会で、複数施設の再編を伴うエリア再編行動計画については、市長が招集する政策会議において協議、検討を行っているところであります。

庁内の合意形成を経て、行動計画案としたものについては、自治会や、それから地域協議会をはじめとした地域の主要な自治組織へ説明をしていくことはもとより、施設の種類によっては、関係する団体など、ステークホルダーへも説明をしまして、必要に応じて修正等を加え、成案としていくということを考えております。

なお、関係する団体や協議が必要な機関等については、それぞれの行動計画内において記載をしていくということとしております。

なお、答弁の冒頭でも申し上げましたが、公共施設の適正配置や再編は、旧町村時代からの、合併後も含めて必要なものとして設置してきた公の施設の更新や大規模改修に係る費用が膨大なものとなり、もうこのままでは財政的に必要な対応ができず、市民生活や市民の皆さんの安全に支障を来すおそれがあるため、長期を見通した計画的な考えの下、進めていくものと捉えております。

支障を来すというような兆候については、現在は顕在化していないかもしれませんが、建物や設備の主要部分に不具合が生じると、長期的な休館を余儀なくされたり、場合によっては、市民の皆さんの安全が脅かされたりする事態にもなりかねません。

このため、現在公共施設の適正配置と並行して、公共施設の計画的な保全を行うための公共施設保全計画の策定も、令和4年度内をめどに進めております。

具体的には、今後も継続するとした施設を安全に、なるべく長期間良好な状態で使用するため、施設の経過年数や建設後の改修等の履歴等を基に、今後改修や修繕が必要な時期と、そしておおよその金額を施設の部位部材ごとに算出しまして、その上で職員自らが行う目視等による施設の老朽化調査によって、実態に基づく裏づけや修正などを行いまして、年度ごとに必要な改修工事等のボリュームを明らかにするものでございます。

この保全計画は、現在策定のため、現段階では既存施設の維持に係る費用は算出できておりませんが、本市の公共施設の平均築年数が約30年ということを考えますと、一般的には相当量の大きかりな改修や修繕が今後予想され、既存施設を維持していだけでも、財政的には相当厳しくなるというふうに考えております。これらのことから、今後は新たな施設を造り続けるということは、困難であるというふうに考えております。

また、既存施設の更新、建て替えの場合でも、必要以上のスペースをつくらず、基本的には既存の施設よりも小規模なものに建て替える。あるいは先ほどおっしゃったように、複数の施設を統合し、全体規模を圧縮するといったことなど、将来の管理運営費に配慮した考えと手法を選択していく必要があると考えております。

また、管理運営の手法についても、直営が適切か、民間活力を生かすことはできないかなど、様々なことを検討しまして、費用対効果がより高まる選択を考えていく必要があります。

一方で、老朽化等に伴い施設を廃止する場合は、その施設が持つ機能が今後も必要であれば、施

設は廃止しても機能は残していくということが必要です。その際には、近隣の他の施設への複合化も検討しますが、複合化に当たっては、単なる空きスペースの移転、雑居ビル化ということではなくて、それぞれの施設が持つ機能の向上や相乗効果なども考えながら、これに伴う必要な改修も含めて検討していく必要があると思っております。

これまでも市長が申し上げておりましたように、暮らし方をどう描くかということと、公共施設をどう配置するかということは密接に関連しており、公共施設の適正配置は、市民の皆さんの暮らしに密着した問題と考えております。

このため、小さな拠点とネットワークの視点を重視し、公共施設が単なる建物ではなく、市の施策実現の手段であり、市民の皆さんにとっては、地域のよりどころであるという視点に立たなければならぬと考えており、市としましては、このような考えの下で、限られた資源を最大限に有効活用しながら、公共施設の適正配置を今後とも進めていきたいと考えているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 丁寧ありがとうございます。今の答弁を聞きまして安心をしたところですが、例えば、今、施設、ここを使っておって、「この施設は計画で廃止なんですよ」と。そのときに、「この施設は使えませんから、あなたたちはあそこの施設のあそこのスペースへ行きなさいよ」と言われたときに、それを心配しておったんです。しかし、今答弁の中では、そういったことにちゃんと配慮させていただくというようなことを言われましたので、そういった利用者の立場になって、しっかり考えていっていただきたいと思います。

もちろん計画を表に出して話を進めていただくんですけど、利用者との話の中で、答弁にもありましたけど、修正することは絶対出てくると思いますし、またはその意見を聞いておれば、もう少しちゃんとしてあげる、違う施設でもうちょっととか、いろんなことが出てくると思いますので、そういったことにぜひ対応をしていっていただきたいなということは思います。

総括として、市長に最後質問をさせていただきたいと思いますが、昨日、美谷添議員のほうから一般質問でも、公共施設の有効活用ということでありました。そのときも少し聞いておまして、かぶる部分もあると思いますが、適正配置計画になりますと、これ今言った437施設ほどありますが、相当これ多いと思うんです。

計画は立てられましたが、この計画を達成するまでには、物すごい時間を有すると思うんです。今言ったように、廃止だの、移転だの、建て替えだの、いろんなこともあると思いますし、また廃止をすれば、今度その施設の解体になると、またそこにも費用がかかってくるということで、本当にこの計画を達成するには物すごい時間を有すると思いますし、そんなことも含めて、市長が適正配置計画について、どのように考えているかということ、最後に総括で質問させていただきたい

と思いますので、お願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、市長公室長のほうから、いろいろと今進めておる、この問題についての説明をさせていただきました。

市としては、財政的には、今全てあるものを、例えば老朽化したものは補修し、あるいは建て替えとかってというような形で、全てを持ちこたえていくということは困難であるというふうに思っておりますので、できるだけ可能な限り、今計画に沿った形で整理をしていかなければいけないというふうに思っております。

確かに御指摘のように、計画を立てるときに、私たちとしては、可能な限り、いろんな話合いの場を持ったり、あるいはパブリックコメントを求めたりとかという形でやってまいりました。そういう意味では、全く行政だけで机上で考えたというわけではございませんし、またこの問題について、一定の市民の代表による審議等も得ておるといふには思っておりますが、ただ個々の施設については、現に利用しておられる方々がいらっしゃって、それが例えばいろいろと整理統合でなくなって、自分たちの今やっている活動は、別のところへ移らなきゃいけないとかっていうことになると、そんな話は聞いてないよというような話があったり、いろんなことがあると思いますので、具体のいろいろな行動を取っていく場合には、もしそういう御意見があれば、それはいろいろと話合いをしていかなければいけないというふうに思っております。

そして、おっしゃるように、これは一定の期間までに、計画全体の床面積ベースではほぼ3分の1ぐらいは削らなければいけないとか、いろんなそういうフレームワークといいますか、枠組みを持っておりますし、そして、それができるだけスムーズに進んでいかなければ、毎年、毎年、維持管理経費というのはあるわけですから、結果がどっかでつじつまが合ったとしても、途中の経過の進捗具合によっては、かかる財政負担も違ってくるので、できるだけ、そういう進捗状況というものも、そういう観点からも大事なことであるということ意識しながら進めていきたいというふうに思っております。

また、行政というものは大変いろいろと変化をしていきますので、今、当面の持っている計画は、ほとんどそういう意味では、整理統合していくというものでありますけれども、場合によっては、今、私たちが考えているもの以上に、超えて、何か全く新しいものをつくる必要があるとか、そういうことも出てくるだろうと思います。

ですから、それは否定するものではありませんので、むしろそういう新たな変化に対応できるためにも、既存の持っているもので、できるだけ整理統合できるものは早く統合して、そういう新しい変化に対応し得る財源をむしろ確保しなければいけないという問題もあるというふうに思っております。

必要なことはやらなければいけないけれども、できるだけ財源の確保ということをしっかり頭に置きながら、全体としての公共施設の管理を、今後の方向を、整理を進めていきたいというふうに思っております。

その中で、先ほどからいろいろ出ております、あくまでも、市民の皆さんが活用を長いことしてきた、あるいはこれからもしていくという、いろんな施設でありますので、必要に応じて、十分皆さんの御意見を徴していきたいと、聞いていきたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) ありがとうございます。そうやっていただければ本当に心強く、私も地元に戻って話もできると思います。

この計画は、本当にゴールが決めれない計画だと思っておりますし、また進捗状況に応じては、予算が発生するものですから、必ず予算特別委員会等にも出てきますので、議員でおる限りはそういった形で知ることもできますので、そういった形で進捗状況も見ながら、また今後をお願いしたいと思っております。

本当にくだいようなことですが、例えば郡上市も人口も少なくなって、予算がないからということで、こういった計画を立てられて、進められていくんですが、市民にとっては、「なんやお金がない、何か我々の暮らしもどんどん狭められていったなあ」なんてことに、「何か住みにくくなってきたなあ」なんてことを思われないように、お金はないところのないなりに、みんなが理解して、みんなと協力し合って進めるような、審議していただきたいと思いますので、また引き続き、しっかりとこういった計画も進めていただければと思います。

少し時間を残しましたが、私からの一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時45分を予定いたします。

(午後 1時32分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時45分)

◇ 森 藤 文 男 議 員

○議長(山川直保) 7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） 7番、森藤でございます。至ってこういう場では緊張する私を、多くの議員の方が非常に励ましていただきました。頑張って質問をさせていただきます。

今回、大きく2点に分けて質問をさせていただきます。

1点目は、郡上八幡城を活用した観光のまちづくり。

2点目は、ウッドショックによる市内産業の影響はということについて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、郡上八幡城を活用した観光まちづくりはということで質問をさせていただきます。

御存じのとおり郡上八幡城、多くの方が訪れたことがあると思います。幼稚園では本当に遠足、また小中学校では社会見学等で、皆さんは、一度は訪れたことがあるとは思いますが。

2017年、平成29年ですかね、4月6日、これは城の日ということでございますが、この日に続日本100名城に郡上八幡城が選定をされております。この郡上市のシンボルであるこの郡上八幡城の入込客の推移について、過去10年ではございますが、少し述べさせていただきます。

平成23年には11万850人であります。平成24年には10万9,345人、あとずっと増えていきまして、今度は平成28年には16万959人ということで、16万人を突破しております。しかしながら、コロナ禍ということで影響もありましたが、令和2年です。昨年は8万2,992人ということで、対前年比でありますと57.1%、そういったふうな状況であります。令和3年の1月から6月であります、これは今合計しますと2万1,606人というふうな入込客の状況であります。

コロナによります緊急事態宣言解除後に、徐々に人が動き出しました。11月9日から17日の予定で天守炎上と称される絶景の紅葉、ライトアップされた郡上八幡城、これが郡上八幡の紅葉ということで、これは市役所の玄関のところにも、市民の方が来庁したときにはPRされているというふうな、そういったことで、非常にこのきれいな紅葉が見て取れます。また、この11月の13、14日の日には、この下の岸剣神社での七五三というのもございましたので、そういったことも重なり多くの方が訪れました。

こういった四季を通じた郡上八幡城の取組についてお伺いをしたいと思います。また、熊本城の修復の支援を続ける、指定管理を受けてます郡上八幡の産業振興公社、御城印の売上げを寄附されておるというふうな状況であります、従来の御城印、また、先月26日に発売をされております、19日よりインターネットの予約を受け付ける中世郡上を治めた東氏の居城とされる赤谷山城の跡のプレミアム御城印、また、郡上東氏800年記念の御城印帳の、そういった売上げの状況についてお伺いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上八幡城の入館者数でございますが、平成18年から令和元年までの14年間につきましては、連続で10万人を超えておりましたが、昨年はコロナの影響に、議員も言われたとおりでございますが、約8万3,000人にまで落ち込んでいる結果となっております。

郡上八幡城への誘客促進につきましては、指定管理者であります郡上八幡産業振興公社により新緑まつりや、議員からも紹介が今ほどありましたもみじまつりの観光客の多い春、秋の季節だけではなくて、四季を通じた様々な誘客の取組を行っております。その1例といたしましては、城のロケーションPRも兼ねた着物モデル撮影会、京都の染色作家や愛知の書道家の作品展示、そして中秋の名月に合わせた特別コンサートなどを実施してきたところでございます。その中でも特に好評をいただいておりますのが、今ほど御紹介いただきました御城印の発行でございます。

御城印は長野県の松本城、福島県の会津若松城に続きまして、郡上八幡城が全国で3番目に発行をはじめ、今では全国900か所以上のお城で発行されているものでございます。郡上八幡城の御城印は平成28年から1枚300円で発行開始をいたしまして、毎月最終の金曜日には背景を金色にした御城印を発行するなど、何度もお越しいただくためのアイデアを加えながら、現在までに6万3,000枚以上を発行しておるところでございます。

また、最近では議員が言われましたとおり、郡上への入部800年と郡上八幡城対面の赤谷山城に拠点を置いた東氏にちなんで、限定800枚の赤谷山城跡のプレミアム御城印を発行しております。赤谷山城の御城印の予約につきましては、先行販売の600枚をインターネットのみで受付をいたしましたが大変好評でございまして、11月25日には受付が終了しております。残りの200枚につきましては12月11日以降に先着で発行を行っていく予定でございます。また、同時発行の東氏800年記念、御城印帳の200冊につきましても予約完売となっているところでございます。

なお、御城印の収益の一部は、地震で損傷した熊本城の城郭再建支援にも協力をしてしておりますが、現在までに380万円余を、熊本城のほうに寄附をさせていただいております。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。大変御城印のほうも好評というふうなことであります。昨日ですが、原議員の質問の中で、コロナ禍での観光立市郡上の今後はということで、青木副市長さんのほうから答弁がありました。この中で5つの施策、いろいろ言われましたが、四季を通じてというふうなことで、観光に対して答弁があったというふうにして思いました。ぜひともこういった四季を通じて、日本には四季がありますし、こういった四季、本当に、春、夏、秋、冬、こういったロケーションも非常にいいので、5月の新緑のまつり、11月のもみじまつり等ございますが、夏も冬もまたいろいろと企画をしていただいて、また誘客を誘うようなことで御尽力いただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

令和2年の11月14日でございますが、この日に城シンポジウムというのが開催をされました。これは郡上八幡城ゆかりの城シンポジウムということで、郡上市で開催されたわけでございますが、この概要といたしまして、この大垣藩の初代藩主戸田氏鉄公がその城主であったまづ大垣城、尼崎城、大垣城を参考に再建された郡上八幡城、そして墨俣一夜城、この4城によりお城を活用した観光まちづくりの推進というふうなことで、3都市4城の連携協定が平成30年の6月30日に締結をされました。これを受けて、平成30年に大垣市で、令和元年度には尼崎市で城シンポジウムが開催をされ、引き続き郡上市で、令和2年の11月14日に城シンポジウムが開催をされました。このときのパネルディスカッションでは、俳優の郡上市在住の近藤正臣さんがコーディネーターをされまして、大垣市長さん、尼崎市長さん、そして郡上市長さんのパネラーと「お城を活かした観光まちづくり」というふうに題して行われました。こういった3都市4城の連携協定の状況と成果について伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをいたしたいと思います。

3都市4城連携協定につきましては、協定締結当時の平成30年度にはお城スタンプラリー、そして令和元年度には旅行会社と連携をいたしまして、3都市4城サミットお城めぐりツアーなどを実施いたしまして、大垣市、尼崎市とはお城を起点とした交流を行ってまいりました。しかしながら現在はコロナの影響により、各市とも大きなイベントが開催できない状況になっております。令和4年度につきましては、大阪において城郭、城跡、史跡を中心としました情報発信の場としまして、大阪・お城フェス2022の初開催が予定をされております。このイベントは、基本的には関西圏を中心とした城郭等を有する自治体に参加案内があったものでございますが、このたび尼崎市を通じて大垣市、郡上市にもお話を頂いているところでございます。また、令和元年5月には尼崎城再建記念イベントが開催をされまして、尼崎城址公園で郡上おどりを披露した経緯もあることから、再度郡上おどりを尼崎市で披露できないかという相談を頂いてもおります。そのほかにも、昨年度シンポジウムに尼崎市のほうからお越しいただきました、尼崎市文化協会会長で陶芸家でもあります和田桐山さんと、郡上市のなごみ会との交流も継続をしておまして、コロナ明けには双方が招き合い、お互いのお城でお茶会を開催し、誘客を図ることも検討しているところでございます。

このように3都市4城連携協定によりまして、官民共に交流の素地というものができつつあるというところでございますので、これらを生かしながら誘客を今後も図ってまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

（7番議員挙手）

○議長（山川直保） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。えてして、こういった連携協定を結んだ後っていうの

は、なかなか停滞気味というふうなことであります。ぜひとも維持継続をしていただき、観光まちづくりに尽力していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

1点目と2点目は、郡上八幡城その本体というふうなことにに関して質問をさせていただきました。郡上八幡城からのこの眺望というのは、市内が魚の形に見えるようなそういった景観も楽しめます。また、外から郡上八幡城を眺めると天空の城とも称されます。欲を言えば、石垣等が見えれば本当にまた際立つのではないかなというふうにして思いますので、またこの周囲の森林整備もこれは検討していただきたいというふうに思います。この石垣に関しては野面積みというふうな、そういったことであります。ほかにも打ち込みはぎとか切り込みはぎとあってというような石垣の工法というか、そういったことがありますので、ぜひともこういったことがAR、拡張現実というようなものも利用されるといいのではないかなと思います。

大和の古今伝授の里フィールドミュージアムには、東氏の館跡庭園のところにARガイドアプリというふうなものが設置をされて活用されておりますので、そういったこともかなうのであれば、そういった活用も非常に有効ではないかなというふうにして思います。また、今年の春、発足しました郡上市の白鳥町の観光ボランティア団体「白鳥ガイドの会」というのが発足をされました。長滝白山神社で観光案内というふうなことをやられてみえる非常にいい取組だと思えます。こういったことで、城ガイドというようなこともいいアイデアではないかなとは思っています。以前私、兵庫県の竹田城にちょっと行ったことがあるんですが、そこには場所ごとにいろいろとガイドの方がみえて、いろいろ説明をしていただいたというふうな記憶がございます。そういったこともひとつ、誘客充実させるのが非常にいいことではないかなと思いますので、こういったことも考えていただきたいというふうにして思います。

以上が建物とか構造物に対しての価値や魅力について、今質問させていただいたんですが、一方、その城に行くまでの登山道整備については、幾つかの誘客推進において、非常に改善すべき点があるというふうにして考えております。登山道入口の看板には車で5分、徒歩で12分というふうにして、こういった看板でございます。こちらが車で5分、徒歩12分というふうにしたことで、これが設置されております。こういったことで、車と徒歩が同じ区域でありますので、徒歩をされる方にとっては非常に車が通るので、道中の景色とか景観がゆっくりと見れないというふうなことがあります。あと、お城に行くまでの、やっぱり道中も充実をさせて濃厚な時間を過ごされたい、徒歩12分プラスアルファの時間を創造するということが非常に重要な課題ではないかというふうにして捉えております。また、車にとっては歩行者の方が必ずしも右側通行とあっていうふうなことではございませんので、道幅も狭く、何度も切り返しの運転箇所が幾つか見受けられます。

そこで、徒歩目線での改善点、これは徒歩ルートというふうな視点でちょっと質問をさせていただきます。この徒歩ルートでの視点で改善点ということで挙げさせていただくと、ベンチのまず整

備状況、ベンチの設置箇所、設置数、仕様、高さ、また状態、また登山道の整備状況の道の凹凸とかカーブミラーの汚れ等、あとは表示ピクトグラム、劣化とか割れ、あと位置、あとは遊歩道の整備状況、状態とか段の高さ等がございます。また、車通行での改善点、これは車ルートというふうなことで限定をされたほうがいいのかというふうにして思いますが、これは通常ですと車が上がって降りてくるんですが、片方を徒歩ルートで、もう片方のほうを、下りの車が帰ってくるほうを、これは車のほうのルートというふうにしてすみ分けをして、こちらを登山口の左の方を車専用のコース、これ、積翠園の、ある意味誘導もできるんでないかなというふうにして思いますが、また、ここ、よく工事現場等で見かけるんですが、片側通行ですね、時差式の片側通行にしたりとかも、これは一般車の乗り入れを禁止して、マイクロバスとか、あとはワンボックス等の車で送迎するとかってというような、ある意味すみ分けをしたほうがいいのかというふうにして思っております。

いろいろと現場に行きますと、行って写真を撮ってまいりましたが、まず最初に、これがベンチの状況ではあります。これは屋根がついて、非常に座り心地もまあいいというふうな、これが、間口が1,690で、奥行きが545、高さが500であります。

こうっていろいろと産業振興公社の方も、これは郡上八幡城の行き先ですが、こうってこちらに誘導されるようなものがかなり表示をされております。こちらは遊歩道です。この遊歩道については、これは岐阜の森林環境税を使って整備をされたということでもあります。こういった遊歩道も全部で6か所ほどございますが、確かにいいんですが、ちょっと高さが結構高くて、なかなか1つまたぐのに54センチぐらいのところもありますので、そういったところもちょっと配慮していただきたいというふうにして思います。ちょうど登ると、入場券を買って入りますと、ちょうどここに八幡城がぼんとしております。この上から見ると、これが魚の形になってるっていうふうな、そういった光景であります。これがベンチであります、コンクリートのベンチですが、これはもう割れているというふうな状況であります。これは、下りのほうには1か所だけ設置をしております。あと、道中にはコンクリートのベンチとか木のベンチ等がございます。木のベンチの、これがちょっとアップになりますが、あまり座れるような、そういったような状況ではないですし、道路は少し凹凸等ございますので、こういうのは道路補修材が多分ありますので、そういうので早急に、ひどくならないうちにまた補修していただければなというふうにして思います。

このベンチであります、ベンチは幾つぐらいあると思いますか。これ、全部で36個ありました。登ってからずっとお城の上まで全部数をして、寸法もちょっと測ってまいったんですが、間口はやっぱり1400から1800のサイズがあります。奥行きは330から545。問題はその高さです。高さが210から540。ミリですが210というのは本当にこのぐらいしかないんで、非常に椅子としては座り心地は悪いと思います。今皆さんが議場で座っている椅子の高さというのは450ミリ、45センチほどな

郡上八幡城は、郡上市の観光振興にとって重要な拠点、施設であります。その一方で、郡上八幡城が立地する城山は、山頂部分の中世の山城から山麓部分の近世の平常への経緯が明らかな城郭遺構として極めて重要な遺跡でもあります。このため県と市の史跡、埋蔵文化財包蔵地、伝統的建造物群保存地区として指定がされており、開発や改良には制限がかけられております。

天守閣に行く手段といたしましては、狭い幅員と急な傾斜によりまして、乗用車か徒歩に限られております。議員言われるとおり、徒歩で天守閣を目指す場合には12分ほどかかりまして、その道沿いには木製ベンチ、コンクリートベンチが設置をされております。しかし、長年にわたり御紹介にいただきましたとおり、風雨にさらされてきたことによる老朽化や、設置場所があまり適切でないものもあるのも現状でございます。さらには、現在と比べ景観への配慮が希薄な時代から、長年にわたり様々な意図で設置された看板等の乱立によりまして、登山道の魅力が損なわれているのも現実でございます。また、過去には登山道周辺の自生する植物についての解説を交えながら、楽しみながら徒歩で天守閣を目指すツアーというものが、郡上八幡産業振興公社によって開催をされておりましたが、現在は行われておりません。

そのような中で、ベンチや看板等につきましては、設置に適した場所、使いやすさ、市民性や景観への配慮等について一体的に整備を行うとともに、予約制による案内ツアーの復活など、楽しみながら天守閣を目指す取組を考えていきたいと思っております。

車両で天守閣を目指す場合には、幅員の関係から乗用車に限定はされますが、5月と11月には多くのお客様が訪れるため渋滞が発生をしております。車両誘導や駐車場の管理については郡上八幡産業振興公社が担ってはおりますが、渋滞緩和のために、過去には社会実験として、レストランと入館者の両方の取り込み需要を目指したホテル積翠園駐車場のお城駐車場としての開放や、城下町プラザと連絡したシャトルバスの運行など、様々な取組を行ってきたところでございます。

今後におきましては、これまでの経験を生かしながら、市街地の観光施設、駐車場交通対策とも連携をした検証を継続いたしまして、歩行者と車両の混在を避ける、より効率的な手段を明確に位置づけてまいりたいと考えております。

議員言われるとおり、再来年度は郡上八幡城再建90周年となります。これを機として、展示内容や適切な施設管理にも取り組んではおるところではございますが、郡上八幡城は八幡市街地のみならず、多様な歴史、自然、文化を持つ郡上市の観光拠点であることから、今後におきましても、郡上市内の様々な施設や取組と連携し、魅力ある郡上八幡城としてコロナ明けの観光誘客に生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長（山川直保） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。郡上八幡城というのを重要な拠点の位置づけというこ

とで、おもてなしの準備もされているということでございますので、スピード感を持って対応していただきたいというふうにして思います。

このお城なんですが、いろいろと先ほどARの話もしましたが、ちょうどここ、お城の三角形とか丸い穴っていうのが、これは狭間と書いてさまというふうなことであります。こういったことがなかなか分かりにくいということでありますので、中には例えばAR、やはり使って何か表示をされるとかっていうような、いろんなそういった工夫とか配慮も何か必要なんではないかなというふうにして思います。

また、売店のところに行きますと、郡上八幡の天然水のサイダーが売ってございますが、これ、御存じの方もみえると思いますが、ある情報誌の御当地サイダーランキングで、郡上八幡天然水サイダーというのが、全国で微妙なんですけど7位ということでありました。ただ、1位、2位、3位というのが、これがレモンとかマンゴー、あとイチゴを使った果汁ということで売っておられるということですが、唯一この郡上八幡天然水ということでありますので、水で勝負して7位に入った、全国的にも本当に珍しいということでありますので、ぜひこういったことも私、PRの1つではないかなというふうにして思いますので、こういったこともいろいろと周知されたほうがいいのかと思います。

また、郡上かるたでは、これ、熊田教育長が全部よく知っておられますが、「よ」といえば、これが「夜空に浮かぶ八幡城」ということで、郡上かるたにもうたわれております。こういった郡上かるたも利用しながら、いろんなことで波及できるんじゃないかなと思いますので、こういったこともいろいろと検討していただきながら、郡上八幡城をみんなで盛り上げていただきたいというふうにして思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の質問でありますけど、ウッドショックにおける市内産業の影響はということで質問をさせていただきます。

このウッドショックというのは、新型コロナウイルス感染症が起因されているということであります。この新型コロナウイルス感染症による影響から、これは経済回復が進むアメリカ、中国で木材需要が非常に高くなりました。建築用木材の需要が、供給が需要に全く追いついていないというふうなことが起因しており、木材の価格が非常に高騰しております。1970年代に発生したオイルショックになぞらえウッドショックというふうにして呼ばれております。

この日本も、住宅建築等に使われる木材の7割ほどがこの輸入材であることから、輸入材価格が非常に高騰をしました。木材輸送に使われるコンテナが世界的にも不足しているということも、輸入木材の価格を押し上げております。不安感で国産材も非常に値上がりをしているというふうな状況であります。

こういった影響を受ける市内の産業のうち、製造業、建築業というのは、輸入材確保が非常に困

難であります。国産材を使用する状況ではありますが、価格の高騰で材料費を上乗せ、価格転嫁しエンドユーザー、消費者の方が負担を負うこととなります。一部では消費者の受注控えて価格の上乗せができかねる、そういった業者もあるというふうなことでございます。

また、森林組合を含む林業事業者の影響としては、国産材への転換で需要拡大に対応できない、そういった実情がございます。ウッドショックの影響というのが、従来の国内林業の課題とリンクしているのではないかなというふうにしていることがうかがえると思います。林業労働力の安定的な確保や森林境界の明確化、森林整備態勢の役割と連携の強化、また、路網整備などが具体的な課題と捉えております。

こうした課題を基に、市単独でやっておられる事業や、清流の国ぎふ森林・環境税や、森林環境譲与税のさらなる幅広い有効活用が求められると思います。郡上市産材の住宅建設等支援事業や森林整備推進作業道の整備事業、これは事業費の2分の1で、上限が50万円というふうなことでありますが、こういったことの補助率の拡充とか脱炭素社会に特化した事業の強化など、コロナ禍での影響を見据えた、そういった施策がちょっと必要ではないかなというふうにして思います。

令和3年度の郡上市の林務課の施策の体系、重点方針に伴う国土保全等林業の両立、脱炭素社会を目指した多様な山づくり、市民生活を守る、安心、森林資源の利用の循環、地域づくり、活力を柱とした8項目を、サプライチェーン構築による林業成長産業化の推進というふうなことでいわれておりますので、ぜひこれを、スピード感を持って図りたいというふうにして思います。

こういったことを踏まえて、市としての考え方についてお伺いをしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、お答えをさせていただきます。お時間ありませんので、ちょっと簡潔に進めさせていただきます。

まず、ウッドショックのことですが、これは捉え方によっては、例えば木材の単価が上がっておりますので、山林所有者や素材生産者にとっては逆にチャンスとなる部分もございます。それで、値上がり状況だけ少しお話をしますと、今年の4月の市内の製材工場での買い取り価格、スギ3メートル、直径28センチで1万500円、立米当たりの単価であったものが、この11月は1万6,300円と値上がりをしております。同じようにヒノキ材3メートル、直径20センチが、4月が1万7,300円が、11月は3万800円と、こちらも値上がりをしております。また、岐阜の建築物価による今度は柱材ですね、いわゆる製材した後の柱材ですが、長さ3メートル、12角寸で、こちらが、4月が立米当たり5万9,000円だったものが、11月は12万3,000円、こちらも大きな値上がりですし、ヒノキも同様に、4月が7万6,000円であったものが、11月は14万8,000円、こういった形の大きな影響は出ておるということですので、当然木材が高くなるということの中では、郡上市全体の素材

生産の量をしっかり確保していくということが重要でありますので、市内の素材生産量につきましては、30年が11万1,000立米、元年が伸びて13万3,000立米、ところが2年度はコロナ禍もありまして、11万4,000立米ということですが、これをやっぱりウッドショックの中ではどんどん出していくということが必要であろうかと思えます。その上ではDXであります、スマート農業と呼ばれるようないわゆる機械導入ということが今後も必要でありますので、環境税を使いながら今年度も支援をしておりますが、新年度の中で、特にそういったスマート林業の推進という形の支援のことも、少し検討をさせていただいておるところではあります。

また、木材利用ということも一方では大切なことでもありますので、12月の補正の中でお認めを頂きました市産材住宅建設支援事業につきましては、こういうところではありますが、着工件数が非常に伸びておるといっております。2年度の決算では62件、2,411万9,000円ほどでありましたが、3年度は予算時の見込みとして3,450万円ほど、こちら非常に増えてくるのではないかというふうには考えております。しかしながら、この制度につきましては22年度に設置をし、いわゆる移住・定住促進と市内産の利用という形の中の枠組みになっておりましたが、移住・定住施策としては、今年度から新たに首都圏以外からの移住者に対しては、県補助とリンクした支援制度も設けておるので、この制度については来年度、できれば本来の市産材の利用に特化した形、いわゆる市産材の使用量に応じて支援できるような形にすることが、脱炭素社会の中での木材利用推進にもかなうことということで、少し制度の改正を検討しておるところであります。

また、とにかく木材を出すという形の中では作業道整備のことも大変必要なことではありますが、これは既に、令和元年度に環境税を活用して、作業道整備については支援をしております。それまでが2分の1で上限30万円を、元年度からは50万円に拡大をして、その結果直近の30年度は6路線、延長が910メートル程度であったものが、令和3年は22路線、延長が8,765キロ、補助額として1,000万円近くを今見込んでおる状況でありますので、これは一定限の効果が出ておりますので、引き続き推移を見守りながら検討していきたいというふうに思います。いずれにしても、全体の施策の中としてはそういった状況を踏まえながら、有効的に環境税を活用しながら検討したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。森林というのは保全と開発のバランスが崩れると荒廃します。これが戦前とか戦中の話で、戦後ですと県内の人工林というのが、戦後の拡大造林の頃植えられた50年前後の木が多くなっておりますので、一方で新しく植林された25年生までの若い木の割合は極めて少ないということで、本当に森林の少子高齢化が進んでおるといような状況であります。持続可能な林業の再生とか森林の再構築は取り組むべき課題でございますので、今後も

御尽力いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。いろいろ丁寧に御答弁いただきました。どうもありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（山川直保） 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時35分といたします。

（午後 2時26分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

◇ 長岡文男議員

○議長（山川直保） 2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、今回、しんがりということで、マージャンでいいますとオーラス、寄席でいいますと前座、2つ目、真打ちということになりますけれども、どうかよろしくお願いたいと思います。

なるべく和やかに進めたいと思っておりますので、前向きな御答弁をよろしくお願いたいと思います。

さて、今日は2つの大項目、企業誘致の関係、それから太陽光発電の促進についてということで質問を出しておりますけれども、まず1つ目に、企業誘致の対策の中で、特に工業団地の整備、促進についてでございます。

さきの9月の定例会の中で、17番議員の質問に対する市長の御答弁の中で、平成26年度に市内全域で工業団地適地調査、これは土地、交通アクセス、災害等に対する安全性などを評価した、そういったものを実施されておりました、市内で9か所の選定をして、さらに絞り込みを行われ4か所としたお話がございました。そのうちの1つが白鳥町の大島工業団地ということで、これは令和2年の11月に造成工事が完了しております、今年の3月には美濃市のアサヒフォージ株式会社、そちらのほうの会社が取得をされておるといような経緯でございますけれども、その折に、市長のほうから次は美並町の大矢元工業団地、ここにつきまして積極的に取り組んでいくというふうに言われております。

まず、大矢元工業団地というところは美並町の白山地内にあるわけでございまして、東海北陸自動車道のインターチェンジ、あるいは国道156号線から1キロもないような、1キロ以内のそういったところの場所でございますし、近くには日本まん真ん中センター、あるいは美並の健康福祉セ

ンター、そして人工芝のあるまん真ん中広場、そして郡上市の消防署の美並出張所、そうした数多くの公共施設もその近くにあるわけでございます。非常に利便性のよい、これ以上ないというくらいのそういった立地条件でございます。開発のその予定の地区は、開発区域は2.5ヘクタールということで、それほど大きくはないわけでございますけれども、これ、岐阜県におかれましても、平成28年度、それから29年度につきまして、大矢元地区の工業用地可能性調査が行われておりまして、非常に良好な地ということで認められております。そして、平成31年の3月には、地権者の皆様方から同意書のほうも提出をされておるとお聞きをしております。

こうなりますと、あとはその土地に誰かが手を挙げていただく方がないかということになります。相手を探すことということになるわけなんですけれども、現在は農地でございまして、一部しか耕作をしていないのが現状であります。中山間地等直接支払制度の計画からも一部除外をされておるとお聞きをしております。地権者の皆様方も工業団地化計画のこの進展に大きな期待を寄せておるところでございます。

市の担当部によりますと、現在県庁の企業誘致課に企業を探していただくように依頼をしているということでございます。そこで、平成31年3月に地権者の方がもう既に同意をされておる、もう既に3年近くが経過しているわけでございます。今までそこに何件の問合せがありましたか。そして、例えば現地の見学等、そういったことがあったでしょうか。そして、現在の状況として、問合せ等の結果、今現在進展がしていないと思いますので、どういった理由で、もし問合せがあった場合に進展していないのかと、そういったことをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

市内の工業団地及び企業誘致につきましては、今ほど議員が言われましたとおり、昨年度末に白鳥町の大島工業団地の造成と企業への引き渡しが完了いたしまして、現在は美並町の大矢元開発候補地への企業誘致を最優先課題として取り組んでいるところでございます。その中で、県企業誘致課から工業用地に関する問合せにつきましては、大矢元開発候補地を積極的に発信しているところでございます。

大矢元開発候補地の全地権者から同意を得た後、県企業誘致課から大矢元に対する問合せがあった件数につきましては、令和元年度が6件、令和2年度7件、令和3年度は11月末現在で14件の合計27件でございます。問い合わせの業種の内訳につきましては、製造業が25件と電気業の木質バイオマスの2件になります。製造業のこの25件のうち、その業態は様々でございまして、主だったものとしたしましては食品関係が6件、自動車部品製造が5件、金属加工が4件などでございます。

工業用地に関する問い合わせは今年度増加傾向にございます。その理由として、県企業誘致課の見解では、1つはコロナ禍の経済への影響が今後少なくなるという見通しが立ってきたからではないかということでした。

現在までの問合せ、合計で27件のうち5件につきましては、分譲面積や引き渡し可能時期などの企業が希望する条件と大矢元開発候補地の基本的条件が一致しております。その一致した5件のうち1件については、今年10月に現地を視察されたところでございます。また、ほかに1件の現地視察の希望企業がございましたが、現在はコロナの影響により中止となっております。残りの3件につきましては、条件が一致したものの、その後進展はない状況でございます。

当該候補地で企業誘致がなかなか進展しない理由として考えられますのが、多くの企業は希望する面積が大きすぎる、または小さすぎるといった分譲面積の相違や、更地での取得希望、または取得時期の相違や早期操業開始を希望する企業の居抜き物件、いわゆる空き工場などの活用希望のため、条件が合わないことによるものでございます。また、双方の条件が一致した場合においても、他の市町村でよりよい候補地が上がった可能性もございます。

いずれにいたしましても、今後においても当該候補地への企業誘致につきましては、早期に行えるよう県と連携し進めていくとともに、そのPRに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。私がちょっと思っておったよりは多くのお問合せがあったんじゃないかなと思っておりますけれども、5件ほどが、条件が一致したということで、1件が現地を見に来られたということでございますけれども、また細部に入りますとなかなか難しい面があるという感じですが、私もこの県のホームページ等を見ますと、「企業立地ガイド岐阜」というものがこの県のホームページの中にございまして、その中でいろんな工場用地の情報が掲載されておるわけなんですけれども、しかしながら、そこにはこの大矢元地区の情報は入っておりません。なぜかといいますと、この県のほうで掲載しておりますのは、もう既に造成がされているような、そういったところの紹介しか載っておりませんので、なかなかその県のほうのホームページを見られた方でも、直接問合せをされる方っていうのは少ないのではないかなというふうに感じております。

それで、今部長のほうからの話にもありましたように、面積の問題であるとか操業の時期、結局すぐやりたいと思ってもできないというようなことがあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、私は相手が見つかるのをただ待っているという、そういったことだけではなくて、先に造成の工事を行って積極的にアピールしていくほうが、誘致がしやすいのではないかなというふうに考え

ます。これにつきましては法的な問題があるかもしれませんが、そういったことを何とかクリアをして、相手が決まる前に先に造成をするような、そんなことができないかどうかということがまず1つ。

それから、この団地、工業団地へのアクセス道路の整備、例えば、現状では高速に近いものの高速に入るためには一旦大回りをして国道に出るような形を取らなければいけないことであるとか、そういうことがございますので、この団地の付近から高速に直接入れるような、そういった道路の整備を先に進めるとか、それから今、美並振興事務所の建て替えあるいは移転について検討がされておるわけなんですけれども、この大矢元地区にある公共施設の中の1つがその振興事務所の移転先の案として今提案がされておるわけです。もし移転するならば、現在の振興事務所から、まず振興事務所のその場所が空き地になるわけなんですけれども、移転先までの短距離でつなぐような道路の新設、これは団地だけに限らず地域の振興と一体的になった道路整備、そういったものも含めて検討したらどうかというふうに思っております。

私はこの道路の整備の早急な検討、そして工業団地の立地条件を向上させる方法を何かもっとないかということによって思っておりますので、先ほど話しました、先に造成工事をできるかできないかということ、そしてこの近辺の道路整備、そういったものができるかどうかというようなことも含めまして、御質問をしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思っておりますが、先ほど商工観光部長が答弁をいたしましたとおり、私どもとしては、大島工業団地の次はこの美並の大矢元工業団地をぜひとも進めたいというふうに思っております。そして、なかなか思うように進まない状況等につきましても、部長から説明をしたとおりでございます。

御指摘のように、工業団地を造成して企業を誘致するということについては、一つはレディーメイドの団地として、企業用地として整備をしてそこへ来ませんか、こういうふうに誘致する方法と、進出をしてくださる企業をおよそ内定をするというか、そういうような形で用地の造成に着手をするという、やり方は二通りあるかと思いますが、議員御指摘のように、企業側からすると幾つかある候補地の中からどれを選ぶかといわれれば、もう明らかに明日からでも入れますよというような、あるいはもう用地として造成されている姿がはっきり見えるもののほうが私も有利だというふうに思います。以前からこの問題は、例えばなかなか企業を誘致することが困難で、用地を、団地を造ったは造ったけれども、長年塩漬けになっていて、資金が投入してもそれが回収できないとか、あるいは金利の高い時代には金利がかさんでいくというような問題がありましたけれども、今は金利も高いわけではありませんし、私も確実に進めていくためには、今度の大矢元に限っていつでも、できるだけ早く形にあるものとして造っていきたいというふうに思っております。

その場合に問題になるのは、一つは人様の土地ですから所有者の御了解、御理解を頂いて、用地を取得するという事と、それからもう一つはその土地に係っている様々な法規制というものをクリアしていくと、こういう2つだろうと思いますが、おかげさまで土地所有者の皆様には御理解を頂いているということでありますから、あとは、残すところは法規制をいろいろとクリアをして、実際に造成行為ができるようにすることだというふうに思っています。

この場所については、いわゆる農業振興地域の区域内に入っていて、これを取得、造成をするためには、その区域から除外をしなければいけないということで、その区域を、除外をするためには県の許可が要るということで、要は今一番の問題になっているのは農振法上の区域除外を県の許可を得て行うということです。この農地を守る部局からすると、それは、そもそも企業は確実に来るのかよと、来なければ、来るってことが確実にできれば許可をできないってというような話になって、一方我々のほうからすると、そもそもその企業を決めるのには一定の準備をしなければいかんということで、いわばニワトリと卵みたいな議論になって、なかなかちがいが明かないということがあります。が、しかし御指摘のような形で、何とかそこを、農振法上の除外をクリアできないかという点を、もう少ししっかり県の農政関係のほうへもいろいろと折衝をしてみたいというふうに思っております。それがまず一番の近道だろうというふうに思っておりますが、それとともに、片一方、どうしても進出企業を内定しなければ許さんとおっしゃるのであれば、それはそれなりにしなきゃいかんわけですが、ただ先ほどもお話ありましたように、県内の企業ガイドブックの中には、既に用地が造成されているところはいっぱい掲載されているということは、そのところは全て最初から農振区域外であったかどうかという、場合によったら何らかの理由で認められたところもあるかもしれませんので、そういう意味で、まずは農振の除外が本当に駄目なのかと、農地の所有者の方々は理解していただいても、農業的利用は考えておられないというところですから、そういう点をしっかり詰めていきたいというふうに思っています。しかしそれは、どのようにこれから話が進展するか分かりませんので、いわば両様の攻めでいかなければいけないかもしれんというふうに思っております。いずれにしろ、早くちを明けたいというふうに思っております。

それから、そのアクセス道路については、これも進出する企業からすると、交通条件がいかほど有利であるかどうかというのが一つの選択要件ですから、非常に大事なことだというふうに思います。これまで検討してきたルート、それから長岡議員がお考えいただいて、今御提案があったようなルートが考えられると思いますが、基本はできるだけ便利に、しかし、かつ費用はなるべくかけないでやりたいというふうに思っております。御提言のあった、仮に美並の振興事務所のところを今後多用途に使っていくという場合に、あそこから直結をするっていう案がございました。156号等からアクセスする場合には非常にいいかと思いますが、恐らく地形を見てもと、トンネル等を造らないと、ちょっとそこへ直結するってことはなかなか難しいかもしれないと、トンネルを

掘るってことになる、やはり経費もかさむのではないかというふうに思っております。

様々な選択肢があると思いますし、いずれにしろどのルートを使っても、そんなにアクセスというのどこからどうアクセスするのかということで、例えばインターチェンジとの結びつきを重視するのか、例えば156号との結びつきを重視するのかといった問題もあるかと思ひますし、また両方考えなきやいかんということもあるかもしれませんが、そうしたいいわゆるアクセス道路の問題についても、一帯の問題としてよく検討して進めていきたいというふうに思っています。

大変早くにといいますか、もう平成31年に地元の地権者の皆様に話を下ろして、なかなか見えた形になってきていない点については非常に申し訳なく思っておりますけれども、ぜひできるだけ早い時期に、そうした問題点を整理して進めていきたいと思ひますので、地権者の皆様あるいは地域の皆様方には引き続き御理解を頂きますようお願いをしたいというふうに思ひます。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) 市長から非常に前向きな御答弁を頂きまして、誠にありがとうございます。

本当に、この地権者の皆さんは期待をしておりますので、どうか実現になるようによろしくお願ひをしたいと思います。

また、他市ではこの用地取得の補助金であるとか、あるいは施設建設の補助金、環境整備の補助金、そういったものを企業向けに設けておきまして、そういった支援制度でそういった誘致を促進するような、そういった対策を行っておる市もございますので、そういったことも併せて検討していただきまして、スピード感を持って取り組んでいただきますよう、くれぐれもよろしくお願ひをしたいと思います。どうもありがとうございました。

さて、次に、太陽光発電の促進についてということで伺います。

今回の一般質問におきましても、カーボンゼロ等につきまして質問が出ているところでございませぬけれども、CO₂を排出しない再生可能エネルギーをどう拡大していくかは、自治体にとって重要な政策課題であると考えております。

市では「脱炭素社会郡上」の実現を目指すため、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入、利活用の推進に取り組まれておるところでございませぬが、特に水力発電につきましては、岐阜県が事業主体であります石徹白の清流発電所をはじめ地域の皆さんが事業主体となっている施設、そういったものを含めまして、市内で9か所ほどあろうかと思ひますけれども、こうした地域単位での小水力発電施設の導入に先進的に取り組まれてみえますことにつきましては、非常にすばらしいことではないかというふうに思っております。

そうした施設の場所の選定につきましては、流量や高低差などいろんな条件が必要で、地域の調査であったり、経済性が、コスト削減が期待できるか否かというような、そういった視点でもその

発電施設の導入の適地であるかどうかの判断がなされてきたと思いますけれども、こういったものを、どこにでも施設が造れるわけではありませんし、小水力につきましては適地も非常に限定されるわけでございますけれども、そうしたことに比べまして、屋根等にパネルを設置する太陽光発電は、かなりの場所で可能ではないかなというふうに考えております。

国土交通省におきましても、インフラ空間を活用した太陽光発電の推進として、公的主体等において太陽光発電設備の設置や民間企業者への土地貸借等による設備の設置を推進しておるところでございます。その中で、公共インフラ空間というのは、官庁の施設、あるいは公園、駅舎、下水道、道路、道の駅、サービスエリア、そういったものでございますけれども、今年度庁舎等整備事業で、この郡上市におきましても、総合文化センターに太陽光発電設備設置工事を行っておるわけでございますけれども、こうした公共施設は市内に多数あるわけです。太陽光発電に適した施設でも、その中にはあるのではないかなと思っておりますけれども、公共施設におけます太陽光発電システムの設置につきまして、今後どのような方針で取り組まれていくのかをお伺いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市では、国が重要施策に掲げる脱炭素社会への移行に向け、国際社会の一員として2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会郡上」を目指すことを令和3年第1回郡上市議会において市長が表明し、郡上市議会においても全会一致で決議されたところであります。

現在、取組の一つとして、御案内ありましたように市総合文化センターの屋根の太陽光パネルの設置や蓄電池の設置、LED照明機器への更新等による本庁舎の防災拠点機能強化を目的とした再生可能エネルギー設備工事を実施しております。過去の公共施設への設置については、同じく防災拠点への導入として、平成26年度に道の駅明宝、平成27年度にやまと道の駅に防災対応型太陽光発電設備を整備しました。平成22年度には、環境学習の一環として、郡南中学校校舎棟屋根や郡上東中学校外壁にも設置をしたところであります。

太陽光発電設備のメリットとしましては、枯渇の心配がないクリーンなエネルギーであることや、一定の日照量さえ確保できれば設置場所の制約が少ないことなどがありますが、デメリットとしては、初期費用が高いことや夜間に発電ができないこと、天候に左右されやすく発電量が不安定であるということがあります。このほか、郡上市は平野部に比べて日照時間が短く、さらに積雪による発電量の低下や屋根の損傷などの影響が課題となっております。また、太陽光発電システムの寿命は一般的に20年以上といわれておりますが、太陽光パネルの更新の前にパワーコンディショナーという直流電力を交流に変換する装置、これ等の附属設備の寿命が10年程度といわれておりますので、高額な更新費用が必要になるということもございます。

公共施設につきましては、太陽光発電設備の設置ができそうな施設が多数ありますが、特に施設の屋根面への太陽光パネルの設置については、積載荷重の増加に伴う構造上の検討や台風、積雪による影響、屋根の傾斜角度、費用対効果等についての調査、検証が必要となります。現状、太陽光発電の売電価格は年々下降の一途をたどっており、2016年以降は10キロワット以上の買取り価格が電力の販売単価を下回ったことや、10キロワット以上の太陽光発電は余剰買取り制度か全量買取り制度を選択できましたけれども、2020年度からは余剰買取り制度のみとなったことなどによりまして、100%の発電量が見込めない郡上市にとっては、売電による利益はあまり期待できない状況でございます。使用全量を発電で賄おうとすると事業費がやっぱり多額になることや、そもそも屋根だけでは必要な発電量を補えない状況であることから、実施に当たっては、市が今回行っている工事のように、災害時に備え太陽光発電からの電力供給を受ける蓄電設備を設けて停電時に活用するか、発電の余剰電力で通常の商用電力の一部を賄うような仕組みしかできないような状況にあります。

また、近隣の市の調査も行いましたが、太陽光発電設備の設置状況は、下呂市や飛騨市、美濃市、関市ではそれぞれ1から5件と少なく、今後の方針についても方針を決めていない団体がほとんどでありました。このような状況ではありますが、本市は「脱炭素社会郡上」を目指すことを宣言し、再生可能エネルギー施設の導入を進めることとしていますことから、今後の公共施設における太陽光発電設備の設置については、新築する場合は原則太陽光パネルを設置する方向で検討をし、既存の公共施設においては、継続利用していく施設のうち防災拠点に関わる分庁舎や避難施設等について、本来の電源に加えて災害時や日常の補完的な役割としての設置を検討したいというふうに思います。

なお、その際、大規模改修の時期に合わせることや、有利な条件の補助金についての情報収集に努め、新たな財源も探りながら、財政状況も踏まえた上で、可能な限り設置について検討を行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。なかなか公共施設におきましては、この費用対効果の面から見ても非常に難しい面もあるというふうに今認識をいたしましたけれども、特にこの東日本大震災以降、自然エネルギーが再評価されまして、国の再生可能エネルギーの固定価格の買取り制度、FIT政策によりまして、全国でも多くの発電設備が設置されておるところでございます。

公共施設以外で、市内でも野立ての施設、あるいは戸建ての住宅の設置パネルをよく見かけるようになりました。これは国の買取り制度の見直しによりまして、今後50キロワット以下の施設は全量売電から自家消費が義務付けられた余剰売電となりますので、自家消費をする施設を持たない小

規模な野立ての太陽光発電の設備、今後はあまり増えていかないのではないかというふうに思っておりますけれども、国のほうでは2030年までに新築の住宅のゼロエネルギーハウス、ZEHというそうですが、いわゆるこのZEHの実現を目指しておるということであります。着実に、こういった一般住宅におきましては、そういった太陽光発電の設置が進むものと思います。

そこで市としましても、今後新築あるいは既存の戸建て住宅も含めまして、太陽光発電の普及に努めていく必要があるのではないのでしょうか。そこで、県内でも、例えば岐阜市、多治見市、揖斐川町、あるいは御嵩町、いろんな市町村でその再生エネルギー推進のための支援制度、あるいは補助制度、そういったものに取り組みされておりますけれども、先般も、東京都におきましては、一定規模の住宅の供給事業者に対して新築の戸建て住宅や小型ビルに太陽光発電の設備を設置するという、設置を義務付けるという、そういった新しい制度の創設を検討しているというような、そんなニュースも入りましたけれども、この郡上市におきましても、今後どのようなそういったこと、一般の住宅に対しましてどのような取組を検討されているのかよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

昨日も御答弁いたしましたように、国のエネルギーの基本計画、いわゆる第6次の基本計画では、相当大幅に、電力における太陽光発電のシェアを高めなければいけないというふうに計画をいたしております。第5次の計画が太陽光7.0%ぐらいのところを、14から16%ぐらいという、シェアでいうと倍増ぐらいしなきゃ追いつかないということでもありますので、そうしますと、御指摘のようにいろんな大きな施設、あるいはメガソーラーのような太陽光発電もあるかもしれませんが、やはり戸建てのそういう住宅における発電というものも必要になってくるだろうというふうに思います。

郡上市においては平成24年から27年度、経産省の補助金もあったものですから、郡上市としてもそれに継ぎ足すような形での補助制度を4年間設けましたが、実績としては84件、郡上市内でそういう補助金を受けてやられました。

補助金としては1,040万円ほど補助をしたわけですが、この頃の各住宅の上にある発電は、先ほどお話のあったいわゆるFIT制度、固定価格の買取制度に支えられてやられたものですが、その固定価格のほうもその頃、当初の頃は40円台であって、徐々に下がってきておまして、今はこの規模のものは、今年は19円とかっていうような、非常に下がってきておりますし、また制度もそういうふうに変ってくるということですから、相当の助成がないと恐らくなかなか各家でもできないだろうというふうに思っております。

しかし一方で、そういう太陽光発電は拡充をするというのは国の基本方針ですから、今環境省のほうも、県のほうへ一定の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策）というような交付金を交付するので、それでしっかりやってくれということのようですから、県のほうからも市町村が補

助をする場合には、その交付金でもって上乘せをするからしっかり取り組んでくれというのは来ております。まだ詳細が分かりませんが、そうした形で、恐らく国、県のそうした支援を受けて、市町村がその個別のそういう住宅等における発電を推進してくれということになると思いますので、そうした制度を活用する中で、郡上市としても進めていかなければいけないかどうかということをよく検討し、趣旨については当然我々もそういう方向で努力しようとしているわけですから、そのような方法を検討して推進をしまいたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。今後の国の制度含めまして、これからのそういった推進に期待をしていきたいというふうに思っております。

また、ただ一方、こういった太陽光発電の設置に関しましてはいろんな災害が生じることも今まででございますし、それからこういった設備の使用済みのそういったものの処分につきましても、いろんな問題が今発生しておるところもございますので、そういった撤去であるとか処分とか、そういったものもその仕組みの中に取り組みされるような、そういったことも整備をしていただきながら、検討をしていただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。

時間になりましたので、これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、職員の入替えのため、しばらくお待ちください。

◎議案第118号から議案第146号までについて(質疑・委員会付託)

○議長(山川直保) 日程3、議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程23、議案第146号 財産の取得及び処分の変更についてまでの21議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 9番 野田勝彦でございます。

事前に通告をさせていただきました内容に従いまして、質問をいたします。

議案番号第119号です。概要は既に説明がございましたので、詳しくは省略させていただきます。この改正案は、最初にちょっと確認をさせていただきたいんですが、保育園、幼稚園、その他、認定こども園ですね、における作成された文書、記録の保存を、この電磁的記録を可能にするものということなんですが、これは、従来は紙面による記録、保存に一部電磁的記録ができたというふ

うに理解をしておりますが、今後は全面的に電磁的記録ができるというふうに、そういうふうに変えるということの認識でよろしいでしょうか。まずこれを伺います。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員の質疑に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

今回、条例改正案で追加となる第53条におきましては、記録、作成、保存、その他に類するものうち、書面等は書面に書いて、電磁的記録により行うことができるとしております。これは電磁的記録のみ限定ということではなくて、書面による記録、作成、保存も可能であり、保育所等の事業者が選択をできるということになります。ですので、保存が必要な文書等につきましては、文書での紙ベースでの保存になるのか、電磁的記録での保存になるのか、これは事業所が選択されるということになります。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） そこまではよく分かりました。どちらでもできるというふうな解釈ですよ。

そうなりますと、昨今のもろもろの事情の中から、文書による特に保存——重要な記録の保存については、文書記録がいいのか悪いのかは別にしまして——よりもやっぱり電磁的記録が中心になっていかざるを得ないと思うんですね。そういうふうな流れの中にあると思うんですが、そうした場合、通告に書きましたように、2つの私、懸念を感じます。

一つは、どちらでもいいよという場合は電磁的な方向に流れやすい、あるいはそうなっていった場合、その保存の途中で、もし作画的かあるいは不作為か、それは別にしまして、記録を変えてしまうことがあるのかないのか、もしあった場合はその痕跡が大変分かりにくいのではないかと、一般的にいろんなソフトで文書を変更した場合は変更した日時や時刻、正確に記録されますよね。それからその使うシステム、コンピューターの利用者というか、これも分かるはずですが、でもどこをどういうふうに変えたかというのはなかなか分からないんじゃないかと私思うんですが、こういうシステムの変更に対する歯止めみたいなものは非常に分かりにくくなるのではないかと、これが第一です。

それから2つ目は、これは皆様方も私も経験、よくしているところですが、こういう電磁的記録媒体のハードの変更というのが様々な発達過程の中であるわけですが、かつて例えばコンピューター初期のところ、こんな9インチか何か、でっかい大きな円盤のディスクがありまして、時間かけてびりびりといいながら記録したもんです。それがフロッピーディスクになって、今やこんなもの見ることもできないんです。あんなのあってもどうにもならないですよ。これはビデオでも同じですね。VHSとかベータなんかは今はどうにもなりませんね。あれと同様で、長期間の保存には非常に向かない面もあると思うんです。これからどういうふうな技術が開拓されていくか分かり

ませんけれども、そんなことが今の段階ではちょっと心配であります。ただ、今ここにあります対象の事業機関が、保育園とか幼稚園が一体何年の保存期間なのかということにもよります。5年やそこらならばそう大した問題ではないかもしれません。大抵、でも教育機関は10年は最低必要だと思うんですけども、その辺の再生ができるかどうかという問題というのはどういうふうを考えていらっしゃるのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 保育所等の事業者は、電磁的記録で保存する場合は、改変や消去の内容を確認することができる措置ですとかパスワード設定、あるいはバックアップを取るなど復元可能な状態で保存することができる措置を講ずることが必要であると考えております。文書の保存につきましては、この条例の中で、34条は保育園、幼稚園、こども園、この特定教育保育施設につきましてのうたいがありますし、49条で特定地域型保育事業の文書の保存のことが書いてありますが、5年保存というものがこの条例上ではうたわれております。それ以外に、それぞれの施設で規定を設けて保存年限等は設定をされることになろうかと思えます。こうした点も含めまして、対応可能な、あるいは管理可能な管理保存方法を選択していただくことになると思っております。書面により保存する場合でも紛失や改ざんのおそれはありますので、いずれの媒体による場合でも保育所等の事業者は、その媒体の管理手続ですとか事務処理規程を明確にしながら適切に管理保管する責任があるというふうと考えております。

○議長（山川直保） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） すみません。今、後半の部分についての御回答は、それで完了ということで、はい、分かりました。

○議長（山川直保） よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 以上で、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第118号から議案第146号までの21議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に審査を付託いたしました21議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月21日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。

よって、議案第118号から議案第146号までの21議案については、12月21日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(山川直保) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

(午後 3時25分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員